

水源連だより

2001 年
5 月 30 日

SUIGENREN
DAYORI

No. 17

水源開発問題全国連絡会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL. 03-5211-5429 FAX. 03-5211-5538

郵便振替 00170-4-766559

ホームページ <http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>

ダム問題の法制度特集



「ダム問題の法制度に関する研究会」の検討風景

目次

水源連だより特集号発行にあたって	2
公共事業審査法案	3
水源連の公共事業審査法案と国の評価制度との比較	9
ダム計画中止後の生活再建支援法案	11
土地収用法改正対案の視点と骨子案	18
土地収用法改正の政府案と市民案の比較	21
事務局からの報告とお願い	23
事務局からの報告 資料 1	25
事務局からの報告 資料 1-別紙 1	27
事務局からの報告 資料 1-別紙 2	28
事務局からの報告 資料 1-別紙 3	29
事務局からの報告 資料 1-別紙 4	31
事務局からの報告 資料 2	33
事務局からの報告 資料 3	34
栃木 / 思川開発事業の報告	36
長野 / 「脱ダム宣言」と下諏訪ダムの報告	40
群馬 / ハッ場ダム補償合意の新聞記事	43

水源連事務局は、総会でも中間報告したように、「ダム問題の法制度に関する研究会」を昨年5月に発足させました。毎月1回のペースで議論を積み重ねてきました。このたび、三つの法案をまとめることができたので、皆さんに紹介し、これらの法案に対する皆さんのご意見を頂くことにしました。

1. 「ダム問題の法制度に関する研究会」のメンバー

岡本雅美日本大学教授、弁護士の方々（大木一俊氏、外井浩志氏ほか）、国会議員秘書の方々、ハッ場ダムを考える会の方々、水源連事務局、等々です。

2. 検討事項

次の3テーマについて検討を進めてきました。

- (1) 公共事業の是非を評価して不要な事業を中止させる制度
- (2) ダム計画中止後の水没予定地の生活再建措置をはかる制度
- (3) 係争中のダム工事を中止させる法的手段

3. その結果

(1) と(2) については次の法案がまとまりました。

1. 公共事業審査法案（総会では、公共事業評価法案としていました）
2. ダム計画中止後の生活再建支援法案

1は昨年の総会で提案したものと基本的に同じですが、その後の議論で内容を充実させました。また、2は総会後に、鳥取県の旧中部ダム予定地への取り組みを参考にして作成しました。

(3) について

土地収用法改正（改悪）の動きに対抗して「土地収用法から公共事業を見直すネットワーク」（事務局 政野淳子氏）が結成され、政府案の対案を作成してきました。水源連事務局のメンバーもこのネットワークに参加して作成作業と一緒に進めてきました。(3)のテーマは其中で取り上げるのが妥当と考え、(3)のテーマも含めた次の対案を作成しました。

3. 土地収用法改正対案

4. 皆さまへのお願い

これらの3法案が国会に上程されるように、現在、野党議員への働きかけをしております。これらの法案の内容は皆様のご意見に基づいてより充実したものにしたいと事務局では考えております。つきましては、別記の3法案に対して皆様のご意見をお寄せくださるよう、お願いいたします。そのご意見を次回の研究会で議論したいと思いますので、6月15日（金）までに、水源開発問題全国連絡会事務局へお寄せください。

5. 法案等

1. 公共事業審査法案 3ページ
水源連の公共事業審査法案と国の評価制度との比較 9ページ
2. ダム計画中止後の生活再建支援法案 11ページ
3. 土地収用法改正対案の視点と骨子案
(土地収用法から公共事業を見直すネットワーク) 18ページ
土地収用法改正の政府案と市民案の比較 21ページ

1. 公共事業審査法案を提案するにあたって

(1) 見直し機関について

見直し機関を各省庁とは独立した委員会（国家行政組織法第3条による独立行政委員会）として設置することを今まで検討してきたが、これには二つの面で困難な問題がある。

第一は国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められており、独立行政委員会という行政機関の一つが他の行政機関（建設省等）の行政裁量の是非を判定することが可能かという問題である。

第二は行政の簡素化が世の中の流れであるのに、独立行政委員会という新たな行政組織を設置することが可能かということである。事務局のスタッフも入れると、この組織はかなりの人数になることが予想され、似たような他の行政組織を廃止するようなことでもない限り、そのような組織を新たに設置することはむずかしい。

そして、見直し機関がたとえ設置されても、それはあくまで両刃の剣であって、委員の人選によっては、逆にダム事業の推進にお墨付きを与えることにもなりかねない。現在の政治情勢ではそのような見直し機関になる可能性の方が高い。

私たちが求めているのは、見直し機関の設置そのものではなく、ダム事業等に対する異議申立てを受け付ける制度、情報の完全公開のもとに、住民側が事業者と十分に議論することができる制度である。そこで、そのように住民が関与できる公共事業の審査システムを提案する。

(2) 審査システムの立法化

現行の公共事業の評価制度は内閣総理大臣の指示という通達によるものであるが、私たちが提案する「公共事業審査システム」は新たな立法によって実現する。立法化を進める理由は次のとおりである。

- ① 現行の通達の内容を改善する提案を行っても、国にその提案を受け入れさせる手立てがない。仮に、部分的に受け入れたとしても、つまみ食いになるのは目に見えている。
- ② 本当の公共事業見直しの流れをつくるためには、国会で議論を行えるように立法の形で提案する必要がある。

2. 公共事業審査法案の内容

1. 対象事業

(1) 対象事業の要件

対象事業の要件は、現在政府が実施している公共事業の評価制度と同じとする。

すなわち、

① 新規の公共事業

ア 事業費を新たに予算化する場合

イ 事業・計画に要する費用を新たに予算化する場合

② すでに予算化されている公共事業

ア 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

イ 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

ウ 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業

(2) 対象事業の選択

- ① 事業者（事業官庁または都道府県）は上記の要件に該当する事業の評価準備書を公告縦覧し、住民の意見を求める。
- ② 事業者は住民の意見とそれに対する見解を公共事業審査委員会に提出する。
- ③ 住民から見直し請求のあった事業、および、委員会が審査の必要があると判断した事業について、委員会は事業者に事業の再検討を求める。
- ④ 事業者が再検討の結果、開始または継続すると判断した事業について公共事業審査委員会が審査を行う。

ここで示す対象事業の選択は、該当事業の全部を審査対象にした場合はきわめて対象事業数が多くなってまともな審査が行われなくなることを考慮したものである。

2. 審査の手順

対象事業については次の手順で審査を行う。

- (1) 事業者は、上記 2.(2)④で開始または継続すると判断した事業について評価書を作成して公告縦覧し、住民の意見を求める。
- (2) 事業者は、住民の意見それぞれに対する回答を公告縦覧し、住民の意見を再度求める。
- (3) 事業者は、評価書、住民の意見、回答、再意見を公共事業審査委員会に提出する。
- (4) 委員会はその提出を受けて審査を開始する。
- (5) 委員会（5.の小委員会が設置された場合は小委員会）は、上記 (3) の提出文書、6.の双方向性公聴会での議論、7.の学識経験者による鑑定等に基づいて審査し、当該事業の是非に関する答申を行う。
- (6) 事業者はその答申に基づいて当該事業の是非を決定する。

3. 公共事業審査委員会

(1) 委員会の位置づけ

公共事業審査委員会（以下、委員会という）は事業者（事業官庁〔国土交通省の各地方整備局等〕または都道府県）の内部に設置し、委員は一定の基準を設けて事業者が選任する。委員会の事務局も事業者の内部に設置する。

(2) 委員選任の基準と任期

- ① 委員は10名以上とし、行政・議会関係者を除く学識経験者で構成する。事業者は委員を公募し、その応募者の中から専門別（財政、河川、環境等）に選任する。
- ② 委員の任期は3年とする。

(3) 委員会運営の条件

- ① 会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。
- ② 委員会は審査に必要な資料の提出を事業者に求めることができる。
- ③ 委員会は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」で定める行政機関とする。

4. 当該事業を審査する小委員会

(1) 小委員会の設置

委員会が必要と判断した場合、または見直し請求者（2.(2)で当該事業の見直しを求めた住民）が次の要件を満たす場合は、当該事業のみを審査する小委員会を設置する。

見直し請求者が小委員会の設置を求める場合は、2.(4)の公共事業審査委員会の審査が開始される10日前までに次の①～②のいずれかの条件を満たすように署名を集めるものとする。

〔小委員会設置の要件〕

（期間が限られているので、必要最少の人数とする。）

- ① 地元住民（水没地域を含む市町村の有権者）10人以上
- ② 流域および用水供給地域 …………… 100人以上
- ③ 流域自治体 …………… 1つ以上
- ④ 全国民 …………… 1000人以上

(2) 小委員会の構成

小委員会は、委員会委員1名以上と複数の小委員会委員で構成し、委員会委員が委員長を務める。小委員会委員の半数は事業者、半数は見直し請求者の推薦により任命するものとする。

(3) 小委員会の機能と運営

- ① 小委員会は現地調査を実施し、事業者と住民側の意見を聴いて審査を行う。
- ② 小委員会の会議はすべて公開とし、会議資料も全面的に公開する。
- ③ 小委員会は審査に必要な資料の提出を事業者ノ求めることができる。

(4) 小委員会の審査結果

委員会は小委員会の審査結果を受けて、審議の上、答申を行う。

5. 双方向性の公聴会（公開審理）

公共事業審査委員会（小委員会が設置された場合は小委員会）が公聴会を開催する。

公聴会は住民がただ陳述するだけの公聴会ではなく、裁判所のように対審構造とし、委員会の主導のもとに見直し請求者及び代理人と事業者との間で十分な議論を行えるものとする。すなわち、欧米では常識的な双方向性の公聴会とする。

見直し請求者及び代理人の質問に対して事業者から明確な回答があって議論がつくされたと委員会が判断するまで、公聴会を繰り返し開催する。

当該事業について意見のある者は、見直し請求者または事業者の同意を得て参加人として公聴会に加わることができる。

6. 学識経験者の意見聴取

公共事業審査委員会（小委員会が設置された場合は小委員会）は、見直し請求者・事業者からそれぞれ推薦された学識経験者に当該事業に関する鑑定を求めることができる。

7. 審査の期間

公共事業審査委員会が審査を開始してから答申を出すまでの期間を原則として6カ月以内とする。

8. 事業の是非に関する決定の処分性

事業者が公共事業審査委員会の答申に基づいて行う、事業の是非に関する決定は、行政処分と見なすものとする。

したがって、行政事件訴訟法により、その決定に対して取消訴訟を行うことが可能である。ただし、すでに係争中の事業が審査の対象になった場合の扱いは検討事項とする。

9. 審査中の工事停止

公共事業審査委員会の審査中に当該事業の工事が進行することを防ぐため、委員会が「工事の進行で審査の理由が失われる」と判断した場合は、委員会は事業者に対して「工事の停止を勧告することができる」ものとする。

10. 委員会および小委員会の判断要件の例（ダム建設事業の場合）

(1) 利水について

- ① 開発水の供給事業が具体化され、事業実施のスケジュールが明確になっているか
- ② 開発水の需要がダム建設終了後に確実にあるかどうか。
- ③ 開発水の需要予測が過去の需要実績と比べて過大でないかどうか。
- ④ 代替手段（節水施策、漏水防止対策、地下水の利用等）に代えることができないかどうか。
- ⑤ 農業用水の場合は現時点で対象農家の3分の2以上から参加の同意があるかどうか。

(2) 治水について

- ① 計画規模（〇〇〇に1回の洪水）について地域住民の同意が得られているかどうか。
- ② 基本高水流量が過去の洪水流量からみて適正であるかどうか。
- ③ 治水計画に現実性があるかどうか。（実現する見通しもないその他のダム建設を前提にしないか）
- ④ 河川改修等の代替手段で対応できないかどうか。
- ⑤ 治水計画および治水関連データに不合理性がないかどうか。

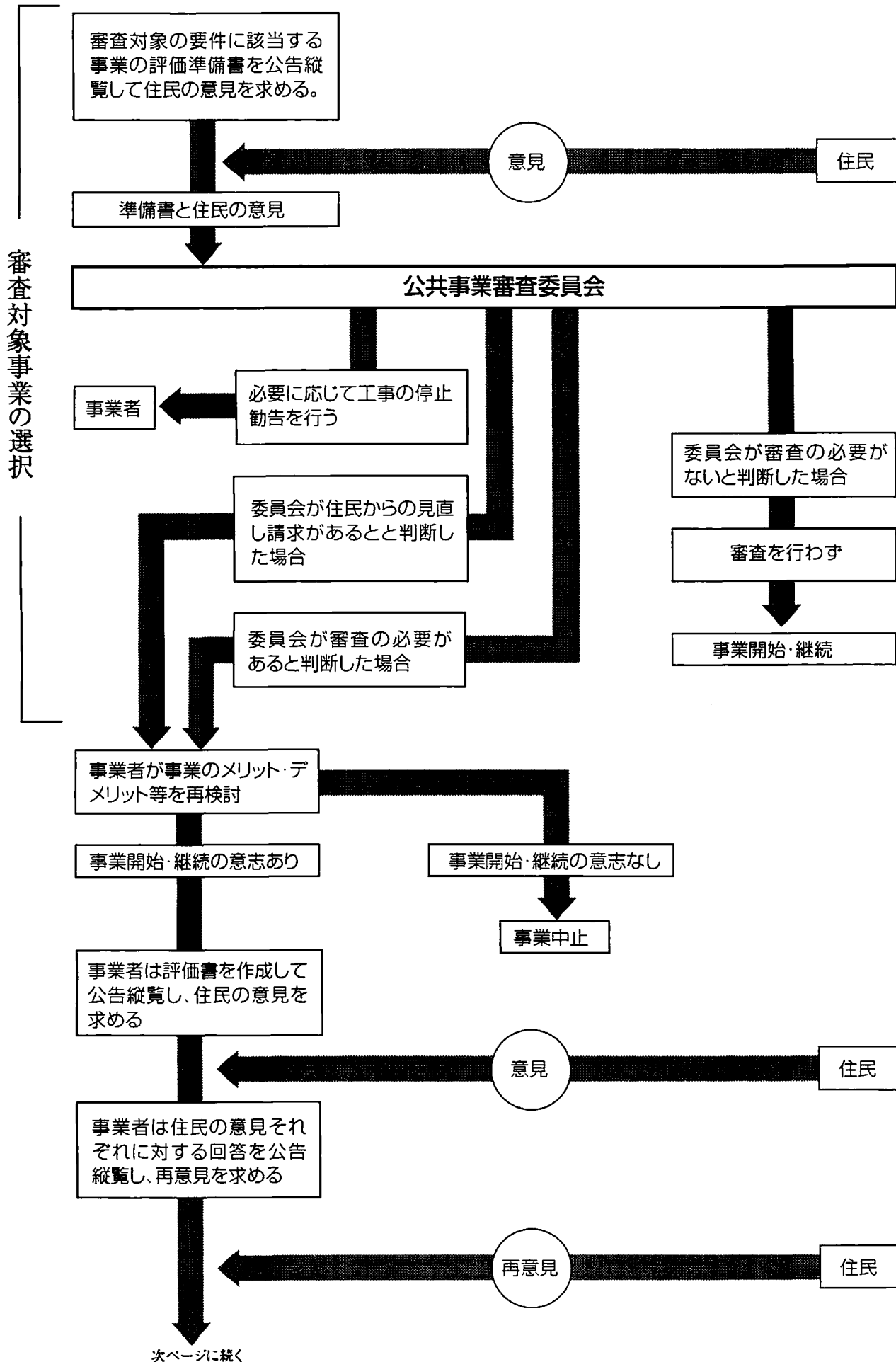
(3) 自然環境について

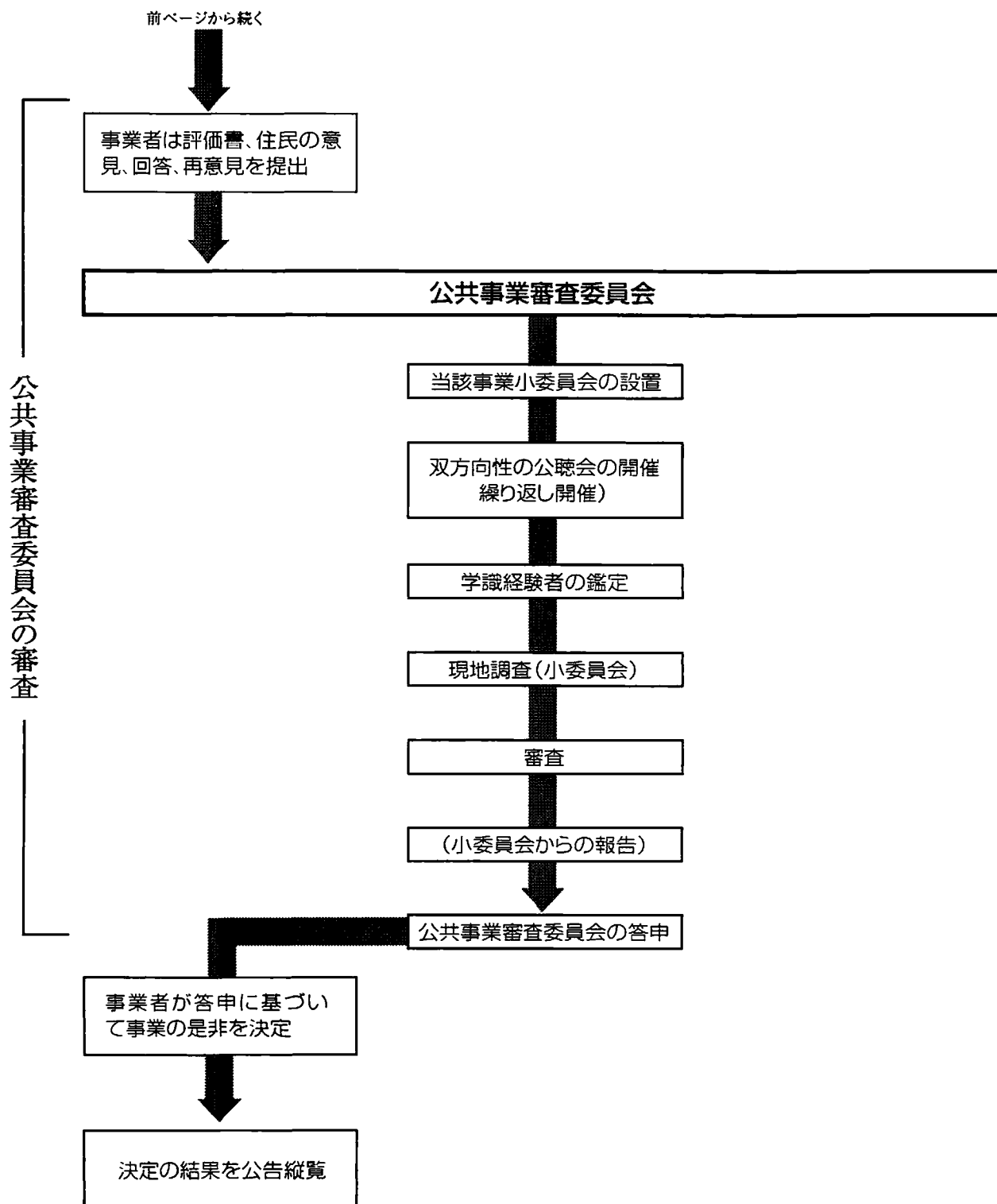
- ① 希少動植物の生息・生育に影響を与えないかどうか。
- ② 動植物の生息・生育に大きな影響を与えないかどうか。
- ③ 水質の悪化が起きないかどうか。

(4) 生活環境について

- ① 水没地区住民および周辺住民の同意が得られているかどうか。
- ② 地元自治体の同意が得られているかどうか。

11. 審査の手順





水源開発問題全国連絡会「ダム問題に関する法制度研究会」の『公共事業審査法案』と 国の『公共事業の再評価システム及び新規事業採択時評価』との比較

	国の 『公共事業の再評価システム及び 新規事業採択時評価』	水源連 「ダム問題に関する法制度研究会」の 『公共事業審査法案』
1. 対象事業	ア 事業費を新たに予算化する事業 イ 事業・計画を新たに予算化する事業 ウ 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業 エ 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業 オ 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業 カ 社会的状況の急激な変化で見直しの必要性が生じた事業	(1) 対象事業の要件する事業 左記のア～カに同じ (2) 対象事業の選択 住民から見直し請求のある事業及び公共事業審査委員会が審査の必要があると判断する事業（問題のある事業を絞り込んで入念な審査を行う。）
2. 審査評価の実施主体	事業者（国土交通省等の事業官庁と都道府県）が事業評価を行う。ただし、事業評価監視委員会の意見を伺い尊重する。	事業者が公共事業審査委員会の答申に基づいて事業の是非を決定する。
3. 第三者機関「委員会」	事業官庁（国土交通省の各地方整備局等）と都道府県が事業評価監視委員会を設置する。現実の事業評価監視委員会はほとんどの場合、事業者の評価案を追認する機関になっている。	左記と同様に、事業者が公共事業審査委員会を設置する。 公共事業審査委員会は自らの責任で対象事業の是非を判断する。
4. 委員会の委員の選任	事業者が選任する。	行政、議会関係者を除く学識経験者で構成する。事業者は委員を公募し、その応募者の中から専門別に選任する。
5. 委員会の運営	答申の結果のみを公表する。	会議はすべて公開とし、会議資料もすべて公開とする。
6. 当該事業を審査する小委員会	なし	見直し請求者の人数等が一定の要件をみたす場合または委員会が必要と判断した場合は、当該事業のみを審査する小委員会を設置する。小委員会は委員会委員1名以上と、見直し請求者・事業者がそれぞれ推薦する同数の委員で構成する。委員会は小委員会の審査結果を受けて答申を行う。

7. 住民の関与	なし	住民は事業者の評価書等に対して書面で意見を述べることができる。事業者は住民の意見それぞれへの回答を公告縦覧し、その回答に対して住民は再意見を述べるができる。 更に、双方向性の公聴会が開催される。
8. 双方向性の公聴会 (公開審理)	公聴会の開催なし	委員会または小委員会が公聴会を開催する。公聴会は双方向性の公聴会とし、委員会または小委員会の主導のもとに、見直し請求者等と事業者との間で十分な議論を行い、議論がつくされるまで公聴会を繰り返し開催する。
9. 学識経験者による鑑定	なし	委員会または小委員会は学識経験者に鑑定を求めることができる。
10. 事業の是非についての判断要件	① 事業を巡る社会経済情勢等の変化 ② 費用対効果分析結果 ③ コスト縮減や代替案立案等の可能 ④ 事業の進捗状況	① 明確な必要性の有無 ② 費用対効果分析結果 ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性
11. 審査期間	規定なし 実際は1～2回の委員会開催で終了	原則として6カ月以内
12. 事業の是非に関する決定の処分性	?	事業者が委員会の答申に基づいて行う決定を行政処分と見なし、行政事件訴訟法の対象とする。
13. 審査中の工事停止勧告	なし	委員会が「工事の進行で審査の理由が失われる」と判断した場合は、工事の停止を勧告することができる。

ダム計画中止に伴う生活再建支援法案

法 案

1. 対象

事業採択後（実施計画調査開始後）5年以上の年数が経過して事業中止の決定がなされたダム建設計画による移転予定地域およびその地域を含む市町村を対象とする。

2. 地域振興協議会の設立

事業中止が決定したダム建設計画の移転予定地域において住民から地域振興の要望がある場合は、当該地域およびその地域を含む市町村の振興事業を計画し、推進するための協議会を地方自治法第二五二条の二の規定に基づいて設立する。同協議会は地域振興計画を策定して、5. (1) の生活再建事業を実施するとともに、5. (2) の地域基盤整備事業の進行を管理する。

(1) 地域振興協議会の構成

- 1) 対象地域を含む都道府県の知事
- 2) 対象地域を含む市町村の首長
- 3) 対象地域を含む都道府県の関係職員
- 4) 対象地域を含む市町村の関係職員

(2) 地域振興協議会の事務局

対象地域を含む都道府県が事務局を務める。

3. 地域振興計画の策定

地域振興協議会は次の手順を踏んで地域振興計画を策定する。

- 1) 移転予定地域の住民の意向調査
 - 2) 移転予定地域の住民との意見交換会
 - 3) 移転予定地域の住民とともに地域づくりの参考事例の現地調査
 - 4) 地域振興協議会による地域振興計画案の策定と移転予定地域の住民への説明
 - 5) 移転予定地域の住民からの回答
 - 6) 回答を踏まえて計画案を再度、策定して移転予定地域の住民に説明
- 移転予定地域の住民の同意が得られるまで5)と6)を繰り返す。

4. 地域振興計画実現の責務

ダム建設計画の起業者、移転予定地域を含む都道府県の知事および市町村の首長は地域振興計画を実現する責務を負う。

5. 地域振興計画の内容

地域振興計画は次の(1)生活再建事業と(2)地域基盤整備事業を含むものとする。

(1) 生活再建事業

1) 生活再建支援措置

- ① 損失補償金
- ② 新たに営業を開始し、職・転換をするなど、生活を再建するのに必要な費用の助成と利子補給
- ③ 生活再建を進めていく上で必要なソフト面での支援（生活再建相談・助言等）

2) 住宅および営業用建物の新改築に対する助成金の支出と利子補給

3) 地域社会構築支援措置

- ① コミュニティへの交付金の交付
- ② 地域のまちづくり支援（地場産業育成のための助言と資金援助等）

(2) 地域基盤整備事業

移転予定地域および同地域を含む市町村の地域振興を進めるために必要な施設と制度を整備する事業

6. 地域振興支援基金の設立

ダム建設計画の起業者および利水・治水・発電の受益予定者は地域振興支援基金を設立し、移転予定地域等の住民の生活再建を支援する。

(1) 事業費

5.(1)の生活再建事業を実施するために必要な事業費とする。

(2) 事業費の負担割合

ダム建設事業費の費用配分比率（アロケーション）と同じ比率で起業者と利水・治水・発電受益予定者が上記(1)の事業費を負担するものとする。

なお、ダム基本計画（または事業実施計画、全体計画）が策定されず、費用配分比率がきまっていない場合は、起業者と利水・治水・発電受益予定者が協議の上、負担割合をきめるものとする。

また、農業用水に関しては、土地改良事業を実施する事業主体、すなわち、国営の場合は国、都道府県営の場合は都道府県、水資源開発公団が施行する事業の場合は当該都道府県が受益予定者を代行する。

7. 地域基盤整備事業の特例（国の負担・補助と地方債）

5.(2)の地域基盤整備事業の内、国が行う事業以外の事業は、移転予定地域を含む都道府県または市町村が実施することとし、その実施について次の特例を設ける。

- 1) 当該事業に対する国の負担または補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、政令で定める割合とする。
- 2) 都道府県または市町村が当該事業を実施するのに必要な経費は、地方債をもってその財源とすることができる。

8. 移転補償契約または補償金支出が終了している場合の措置

事業中止の決定がなされたダム建設計画で移転予定地域の住民とすでに移転補償の契約の調印が終了している場合、または移転補償金の支出がすでに終了している場合において、移転予定地域の住民が移転前の生活を望む場合はその意思を優先する。

解 説

以下に、法案の解説を記します。上下太線で囲んである部分は法案です。

1. 対象

事業採択後（実施計画調査開始後）5年以上の年数が経過して事業中止の決定がなされたダム建設計画による移転予定地域およびその地域を含む市町村を対象とする。

【解説】

建設段階に入っているかどうか、また、ダムの基本計画等が決定されたかどうかを問わず、事業として採択された時点（実施計画調査開始）から5年以上の年数が経過しているか否かで対象地域を選択する。

ダムがつくられるまでの段階は次のとおりである。

- 1) 構想段階 : 既存資料による検討
- 2) 予備調査 : ダム建設の適否調査
- 3) 実施計画調査 : ダムを設計するための調査
- 4) 建設段階 : 予算上、建設段階に移行（準備工事開始、用地買収開始）
- 5) 基本計画（水資源開発公団ダム：事業実施計画、補助ダム：全体計画）の決定
- 6) 建設工事に着手

問題になっているダムの各段階の開始年は次のとおりである。

	予備調査開始年	実施計画調査開始年	建設段階開始年
ハッ場ダム	1964年	1967年	1970年
清津川ダム	1966年	1984年	・・・
猪牟田ダム	・・・	1973年	・・・
川辺川ダム	・・・	1967年	1969年
矢田ダム	・・・	1972年	・・・
緒川ダム	1964年	1984年	1988年
中部ダム	1988年	1995年	・・・

2. 地域振興協議会の設立

事業中止が決定したダム建設計画の移転予定地域において住民から地域振興の要望がある場合は、当該地域およびその地域を含む市町村の振興事業を計画し、推進するための協議会を地方自治法第二五二条の二の規定に基づいて設立する。同協議会は地域振興計画を策定して、5.(1)の生活再建事業を実施するとともに、5.(2)の地域基盤整備事業の進行を管理する。

(1) 地域振興協議会の構成

- 1) 対象地域を含む都道府県の知事
- 2) 対象地域を含む市町村の首長
- 3) 対象地域を含む都道府県の関係職員
- 4) 対象地域を含む市町村の関係職員

(2) 地域振興協議会の事務局

対象地域を含む都道府県が事務局を務める。

【解説】

鳥取県の旧中部ダム予定地域振興協議会のように、地方自治法第二五二条の二の規定に基づく協議会を設立し、都道府県がその事務局を務める。協議会は関係都道府県と関係市町村による共同の執務組織である。同協議会は振興計画を策定するとともに、5(1)の生活再建事業を自ら実施し、更に、振興計画に基づく5.(2)の地域基盤整備事業の進行を管理する機関とする。

旧中部ダム予定地域振興協議会の構成は次のとおりである。

県知事、三朝町長、町助役、県土木部長、県土木部旧中部ダム予定地域振興課長

3. 地域振興計画の策定

地域振興協議会は次の手順を踏んで地域振興計画を策定する。

- 1) 移転予定地域の住民の意向調査
- 2) 移転予定地域の住民との意見交換会
- 3) 移転予定地域の住民とともに地域づくりの参考事例の現地調査
- 4) 地域振興協議会による地域振興計画案の策定と移転予定地域の住民への説明
- 5) 移転予定地域の住民からの回答
- 6) 回答を踏まえて計画案を再度、策定して移転予定地域の住民に説明
移転予定地域の住民の同意が得られるまで5)と6)を繰り返す。

【解説】

生活再建の内容も含めて地域振興計画の内容はそれぞれの地元の状況に応じてきめるべきことであるので、移転予定地域を含む市町村が参加する地域振興協議会が同地域の住民の意見を踏まえて地域振興計画案をつくり、その案を住民に提示し、その同意を得た上で計画を策定するものとする。

また、移転予定地域の住民の意向を尊重するため、同地域の住民の同意が得られるまで計画案の策定を繰り返すことにする。

4. 地域振興計画実現の責務

ダム建設計画の起業者、移転予定地域を含む都道府県の知事および市町村の首長は地域振興計画を実現する責務を負う。

【解説】

地域振興計画が絵に画いた餅にならないように、ダム起業者、移転予定地域を含む都道府県の知事および市町村の首長は同計画を着実に実現する責務を負うものとする。

5. 地域振興計画の内容

地域振興計画は次の(1)生活再建事業と(2)地域基盤整備事業を含むものとする。

(1) 生活再建事業

1) 生活再建支援措置

- ① 損失補償金
- ② 新たに営業を開始し、職に転換をするなど、生活を再建するのに必要な費用の助成と利子補給
- ③ 生活再建を進めていく上で必要なソフト面での支援（生活再建相談・助言等）

2) 住宅および営業用建物の新改築に対する助成金の支出と利子補給

3) 地域社会構築支援措置

- ① コミュニティへの交付金の交付
- ② 地域のまちづくり支援（地場産業育成のための助言と資金援助等）

(2) 地域基盤整備事業

移転予定地域および同地域を含む市町村の地域振興を進めるために必要な施設と制度を整備する事業

【解説】

生活再建事業は移転予定地域等の住民の生活再建を行うものであり、地域基盤整備事業は同地域および同地域を含む市町村の地域振興を進めるために必要な施設と制度を整備するものである。

生活再建事業のうち、生活再建支援措置の損失補償金は、ダム計画のために受けた精神的および経済的な損失を補償するものである。ダム建設の場合は似たような意味を持つ感謝金が支払われたケースがある（例・宮ヶ瀬ダム：一戸あたり30～1,000万円）。

地域社会構築支援措置のコミュニティへの交付金交付は地域のコミュニティをあらためて構築できるようにコミュニティに対して交付するものである。

地域基盤整備事業はダム建設計画のために立ち遅れた社会基盤を中心として、例えば、次のような施設を整備するものである。

- 1) ほ場、農業用水堰、農道等の農業関係施設
- 2) 農産物加工施設、共同作業場等
- 3) 水道、下水道等
- 4) 公民館
- 5) 道路

その他に、例えば、森林の水源涵養機能および治水機能が高められるように森林の管理を行う制度をつくって雇用の促進を図ることも地域基盤整備事業の一環として行うものとする。

【参考】

鳥取県の旧中部ダム地域の振興計画では次の項目が掲げられている。

(1) 生活再建事業（地域活性化事業）

- I. 住宅の新改築費用の助成、高齢者向けバリアフリー住宅への新改築費助成、住宅新築への利子補給（(1)2)に該当）
- II. 地域振興活動交付金の地元への交付（(1)3)の①に該当）

(2) 地域基盤整備事業

- I. 地域再生事業：公民館、作業場、農産物加工施設等の新設、ほ場整備、農業用水堰整備、農道新設、上水道施設の改善
- II. 地域社会資本整備事業：町道・県道の改良と新設、河川改修
- III. 広域社会資本整備事業：大規模林道、加茂川改修

6. 地域振興支援基金の設立

ダム建設計画の起業者および利水・治水・発電の受益予定者は地域振興支援基金を設立し、移転予定地域等の住民の生活再建を支援する。

(1) 事業費

5.(1) の生活再建事業を実施するために必要な事業費とする。

(2) 事業費の負担割合

ダム建設事業費の費用配分比率（アロケーション）と同じ比率で起業者と利水・治水・発電受益予定者が上記(1)の事業費を負担するものとする。

なお、ダム基本計画（または事業実施計画、全体計画）が策定されず、費用配分比率がきまっていない場合は、起業者と利水・治水・発電受益予定者が協議の上、負担割合をきめるものとする。

また、農業用水に関しては、土地改良事業を実施する事業主体、すなわち、国営の場合は国、都道府県営の場合は都道府県、水資源開発公団が施行する事業の場合は当該都道府県が受益予定者を代行する。

【解説】

ダム建設計画が中止になると、受益予定者は当該ダムの関連費用を負担することが困難になるので、法律によって新たに地域振興支援に関する費用の支出を義務づけることが必要である。6.はそのために基金を設立して受益予定者に費用の支出を求めるための規定である。本来の生活再建に関わる5.(1) の生活再建事業については、ダムが必要だと言い続けてきた受益予定者にもその責任を求めようというものである。

ダム建設については、ダム補償や水源地域対策特別措置法で対応が困難な部分を補完するため、水没関係住民の生活再建や水没関係地域の振興に必要な資金の貸付、交付等を行う機関として水源地域対策基金が設立されている（例、利根川荒川水源地域対策基金）。これは民法第三四条に基づく財団法人で、水源地と受益都県との協議で定められた生活再建等の資金を受益都県から徴取して水源地に支出する機能を有している。ダム建設計画中止後においても同様な性格を持つ地域振興支援基金を設立することが必要である。

なお、水源対策特別措置法に基づく水源地域計画の事業および水源地域対策基金事業における受益者と地元都道府県、地元市町村の費用負担割合はアロケーションとは別に、関係者の協議で定めることになっており、基本計画等が未策定の場合はそれに倣って関係者の協議で負担割合をきめることにする。

7. 地域基盤整備事業の特例（国の負担・補助と地方債）

5.(2) の地域基盤整備事業の内、国が行う事業以外の事業は、移転予定地域を含む都道府県または市町村が実施することとし、その実施について次の特例を設ける。

- 1) 当該事業に対する国の負担または補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、政令で定める割合とする。
- 2) 都道府県または市町村が当該事業を実施するのに必要な経費は、地方債をもってその財源とすることができる。

【解説】

地域基盤整備事業はダムが中止になっても、個別の法律による事業として都道府県や市町村が実施することが可能である。ただし、財政面での優遇措置が必要であるので、国庫負担・補助の特例と地方債の特例についての規定を設けるものとする。

なお、過疎地域自立促進特別措置法では第十一条に国の補助の特例、第十二条に地方債の特例、水源地域対策特別措置法では第九条に国の負担・補助の特例が定められている。

過疎地域自立促進特別措置法

第十一条 当該事業を行う過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の十分の五・五を補助するものとする。・・・

第十二条 次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、・・・地方債をもってその財源とすることができる。

水源地域対策特別措置法

第九条 別表第一に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担または補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表で定める割合の範囲内で政令に定める割合とする。

8. 移転補償契約または補償金支出が終了している場合の措置

事業中止の決定がなされたダム建設計画で移転予定地域の住民とすでに移転補償の契約の調印が終了している場合、または移転補償金の支出がすでに終了している場合において、移転予定地域の住民が移転前の生活を望む場合はその意思を優先する。

【解説】

すでに移転補償契約または補償金支出が終了している場合は、ダム建設計画が中止になってもこれらの契約または支出は民法上有効であるので、契約が解消されたり、補償金の返還を求められることはない。

むしろ、これらの契約または支出が終了した住民であっても、ダム建設計画が中止になれば、今までどおりの生活を望むことが考えられる。そこで、そのような住民の意思を優先し、契約の解消または補償金の返還ができるものとする。

なお、すでに移転した住民がダム建設計画の中止に伴って、移転前の生活に復帰することを望む場合は、移転予定地域の地域振興を図るため、地域振興計画の中でその意思を最大限に尊重する措置をとるものとする。

土地収用法改正の対案の視点と骨子案

2001年3月26日

土地収用法から公共事業を見直すネットワーク

I. 視 点

今回の土地収用法改正政府案は、主として収用手続きの簡素化を求めたものである。今まで収用委員会では事業の公益性に関する議論に多くの時間が使われたことを改め、収用委員会における事業の公益性に関する主張を制限することの代わりに、事業認定手続きに透明性等を確保しようというものである。その手続きとして示されているのは、事前説明会の開催の義務付け、公聴会の開催の義務づけ、第三者機関の意見聴取、事業認定理由の公表である。しかし、これらの手続きが行われたからといって、事業の公益性に対する住民の疑問は到底解消されることにはならない。説明会といっても、環境アセスなどでよく行われているように事業者の話を一方的に聴くだけの説明会であり、質問してもその場限りの答弁で終わってしまう。また、公聴会も事業者とやり取りのできるものではなく、壁に向かって意見を述べるようなものである。第三者機関の意見聴取や事業認定理由の公表も含めてそれらはただ手続きとして行われるものにすぎず、ないよりはましという程度のものである。そして、公聴会の開催や第三者機関（学識経験者）の意見聴取は現行法にも規定されていることであり、その規定を死文化してきた国土交通省の怠慢を問題にしなければならない。今回の政府案が通れば、事業認定の手続きが形式的になされたということで、収用委員会における主張の制限が公然と行われることになり、事業の公益性に対する疑問が更に深まることになる。

現在の土地収用法の運用で生じている問題は、事業の計画段階での住民参加手続きや公益性に関する住民の疑問に答えるシステムが欠落していることの結果であり、今回の政府案はこの問題への対応が全く考慮されていない。我々は、「対案の視点」の中でその観点も明確にした上で、「土地収用法改正の対案」を提案する。

(1) 事業認定機関について

現在の土地収用法では、国または都道府県が起業者である事業や二以上の都道府県にわたる事業等についての事業認定機関は国土交通大臣となっているが、これは事業認定の公平性をないがしろにするものである。例えば直轄ダムの場合は、事業認定申請者と事業認定権者のいずれも国土交通大臣であり、いわば一人で二役を演じるわけであるから、事業の問題性がどれほどであろうとも、事業認定の処分が出されることは目に見えている。事業認定拒否の処分がされることは絶対にありえない仕組みになっている。

事業認定機関は第三者的な行政委員会であるべきだという見解は、1961年の「公共用地の取得に関する特別措置法」の制定に際し、この法律の立案に参画した学者（田中二郎、我妻栄、加藤一郎）により提起されたが、当時の建設省の反対で実現しなかった経緯がある。

そこで、対案では事業認定を行う第三者機関「事業認定委員会」を国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会として設置することにした。

なお、都道府県が現在、事業認定を行う事業に関しては、各都道府県に上記と同様の事業認定委員会を設置する。

(2) 事業認定の手続きについて

政府案では、事前説明会の開催、公聴会の開催、第三者機関の意見聴取、事業認定理由の公表という手続きを導入することになっているが、これでは事業の公共性に対する疑問を解消する手続きとしてきわめて不十分である。通り一遍の説明会や公聴会が開かれ、意見聴取が行われるだけである。権利者や住民側が求めているのは、情報が完全に公開された上で、ジャッジがいるところで、起業者側と徹底した議論ができることである。

そこで、対案では事業認定委員会の審理を公開審理とし、裁判形式で権利者及び関係者側と起業者側が直接のやり取りができるものとして、事業認定の手続きをガラス張りにするようにした。また、情報の公開や書面によるやり取りも可能とした。

(3) 事業認定の申請時期について

起業者は一般に用地の任意買収を進めてほとんどの用地を取得し、最後にどうしても取得できぬ特定の用地についてのみ事業認定の申請を行っている。しかし、これでは認定処分そのものが、すでにほとんどの用地が取得されたという現実拘束されることになり、事業認定の公平性が損なわれてしまう。本来、事業認定の是非は、用地買収が始められる前の時点で判断されるべきものである。

しかし、用地買収前に事業認定を申請することにした場合は次のような問題が生じる。

- ① 公共事業のほとんどが対象となり、事業認定委員会は膨大な数の事業を処理することになる。これは現実に困難である。
- ② 用地買収は長い年月を要するものであり、その間に社会情勢により事業の必要性が変化することも予想される。その場合は事業認定を一度受けると、必要性が失われても事業が継続され、収用まで進んでしまうことになる。
- ③ 事業によっては、例えば、都市計画法による事業認可を受ける事業（街路事業等）の場合は、事業開始前に受けた事業認可のみで、土地収用法による事業認定を受けたものと見なされて収用に至り、紛争が起きている。

そこで、この対案では従来の“事業認定”にあたる手続きを二段階で行うことを前提とした。

(4) 二段階の“事業認定”について

一段階目の“事業認定”にあたる手続とは、計画段階、つまり計画の変更・修正が可能な時期に、当該事業に関するすべての情報が公開された上での住民参加手続である。

二段階目の“事業認定”については、起業者が用地等の取得のほとんどが終了しない時点、すなわち、用地取得が認定の判断をする際の既成事実にならない時点で事業認定委員会に事業認定の申請を行うことにした。

なお、一段階目の“事業認定”にあたる手続は土地収用法の範囲外であるので、今回はその法案を示さないが、その考え方には3通り、あるいはその組み合わせが考えられ、早急な議論が必要である。

- 1) 行政手続法の改正
- 2) 各関連事業法に住民参加手続を創設・充実する
- 3) 公共事業に関する新たな審査制度を創設する

(5) 執行不停止の原則の是正

公共事業に関する行政の処分に対し、取消訴訟を起こしても、行政事件訴訟法では、執行不停止の原則がとられており、執行停止を実現する道はきわめて険しく、裁判の継続中に事業が取り返しのつかないところまで進行してしまうことが多い。執行停止を申立てても、裁判所が執行停止を判断することはほとんど期待できない。また、仮に、裁判所が執行停止の判断を下しても、内閣総理大臣の異議によって裁判所の判断が覆ってしまう。

そこで、対案では西ドイツの1960年行政裁判法に倣って、執行停止の原則をとるように行政事件訴訟法を改正する。

Ⅱ 土地収用法改正骨子（案）

2001年3月

1. 「事業認定委員会」について

- (1) 私有権と公共事業を調整する機関として、事業認定委員会を設置する。
- (2) 国家行政組織法第三条に基づく独立行政委員会とし、内閣府に設ける。
- (3) 事業認定委員会は、起業者と権利者等の両者の主張を聴いた上で、私有権を制限するに値する公益性を当該事業が有しているか否か、事業認定の可否を判断する。
- (4) 事業認定委員会の委員は10人程度とし、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
- (5) 委員長および委員の任期を5年とする。委員長および委員は再任されることができる。
- (6) 都道府県知事認定の事業に関しては、各都道府県に条例によって同様の第三者の事業認定委員会を設置する。

2. 「事業認定委員会」への公益性の裁定申請時期について

土地等の一部の取得が困難になり、収用を行う可能性が高まってきたと判断される事業については、起業者は土地等の取得のほとんどが終了しない時点で事業認定委員会に事業認定の申請を行う。

3. 事業認定の要件について

次の5点を事業認定の要件とする。

- ① 土地収用法の該当事業であること
- ② 起業者に事業を遂行する十分な意思と能力があること
- ③ 土地の適正且つ合理的な利用に寄与すること
- ④ 事業の公益上の必要性が明確であり、且つ、より優れた代替手段がないこと
- ⑤ 環境（自然環境のみならず、文化的環境・社会的環境を含む）への影響が許容限度内にあること

4. 事業認定の手続きについて

- (1) 起業者は、事業認定の申請前に、適切な場所で、適切な時期に、適切な周知方法を用いて、事業の目的、内容等に関する説明会を開催しなければならない。
- (2) 市町村は、事業認定委員会への申請が受理された後、事業計画を公告縦覧して住民の意見を求める。なお、公告縦覧の周知は主要な日刊紙への掲載によって行う。何人も意見を提出することができる。
- (3) 起業者は、権利者・関係人の意見書に対して書面で回答する。
- (4) (1)～(3)の期間を概ね2カ月とする。その間、起業者の回答に対して権利者・関係人は意見書を再提出できる。
- (5) 起業者は、住民の意見書とそれに対する回答を公表し、事業認定委員会に提出する。
- (6) 事業認定委員会は必要に応じて当該事業を担当する3～5人の小委員会を設置できる。小委員会が設置された場合は小委員会が委員会に代わって審理を行う。当該事業に関係あるものは小委員会の委員になることができない。
- (7) 事業認定委員会（または小委員会）は意見書と回答に基づいて事前審理を行った後、起業者と権利者・関係人の両者の出席を求め、公開審理を行う。
- (8) 公開審理は、事業認定委員会（または小委員会）の指揮のもとに権利者・関係人が起業者に対して直接意見を述べ、起業者はそれに対して答弁する。意見陳述と答弁が十分になされたら委員会が判断するまで公開審理を続行する。
- (9) 事業認定委員会（または小委員会）は、必要に応じて公開審理の場に学識経験者等呼んで、その意見を聴くことができる。

- (10) 事業認定委員会（または小委員会）は起業者や関係行政機関に資料の提出を求めることができる。
- (11) 事業認定委員会（または小委員会）は、必要に応じて関係行政機関等に対して必要な調査を委託することができる。

5. 各都道府県の補償裁定委員会について（現在の収用委員会と同じ手続きと役割）

- (1) 当該事業の公益性が事業認定委員会によって認められ、事業認定が行われた場合は、起業者は各都道府県の補償裁定委員会に対して収用裁決の申請を行う。
- (2) 補償裁定委員会は補償金額や土地の範囲等について審理を行うものとする。

6. 事業認定委員会と補償裁定委員会に対する訴訟について

両委員会判断に対して権利者または起業者は行政事件訴訟法により、抗告訴訟を提起できる。

（補記）

* 6の事業認定についての抗告訴訟に関連して行政事件訴訟法を次のように改正する。

行政事件訴訟法

第 25 条 処分の取消の訴えがあった場合は執行を停止するものとする。ただし、緊急の必要があるときは裁判所は申立てにより、続行を命ずることができる。

第 27 条 （内閣総理大臣の異議） 削除

（三権分立を侵す憲法違反の規定であるので、削除）

土地収用法の政府案と市民案の比較

	政府案	市民案
事業認定機関 ① 国または都道府県が起業者である事業や二以上の都道府県にわたる事業等 ② その他の事業	国土交通大臣（現行法どおり） 都道府県知事（現行法どおり）	事業認定委員会 国会行政組織法第3条の独立行政委員会で、委員は国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する。 道府県単位の事業認定委員会 各都道府県の条例によって事業認定委員会を設置する。
認定手続き	認定手続きは事業認定庁の組織内で行い、事業認定理由のみを公表する。	事業認定委員会が裁判と同様、公開審理で起業者と権利者等の主張を聴いた上で認定の可否を判断する。 （認定手続きをガラス張りにする。）
権利者等の意見書	権利者等は意見書を提出できるだけで、起業者の回答なし（現行法どおり）	権利者等が提出した意見書に対して、起業者が文書回答し、それに対して権利者等は再度意見書を提出できる。

公聴会 (公開審理)	事業認定庁が公聴会を開催し、権利者等は意見を陳述する。 (起業者の答弁なし)	事業認定委員会の公開審理において権利者等が意見を述べ、起業者が答弁する。 必要に応じてそれを繰り返す。
事業認定機関の 調査	なし	事業認定委員会は起業者等に対して資料の提出を求め、関係行政機関等に対して必要な調査を委託することができる。
認定の判断要件	現行法どおり ① 土地収用法の該当事業であること ② 起業者に事業を遂行する十分な意思と能力があること ③ 土地の適正且つ合理的な利用に寄与すること ④ 公益性の必要があること	① 土地収用法の該当事業であること ② 起業者に事業を遂行する十分な意思と能力があること ③ 土地の適正且つ合理的な利用に寄与すること ④ 事業の公益上の必要性が明確であり、且つ、より優れた代替手段がないこと ⑤ 環境への影響が許容限度内にあること
事業認定の 申請時期	規定なし	起業者は土地等の取得がほとんど終了しない時点で申請する。 (土地等の取得で認定の公平性が損なわれないようにする。)
収用委員会 (補償裁定委員会)	収用委員会において事業認定への不服に関する意見書の提出および意見の陳述を禁止する。	現在の収用委員会を補償裁定委員会という名にして、補償金額等について審理を行う。
行政事件訴訟法 に関して	規定なし	事業認定委員会の決定に対して処分取消の訴訟を提起した場合は、事業の執行を停止し、緊急の必要がある時に裁判所が続行を命ずる。

土地収用法から公共事業を見直すネットワーク

1. 『脱ダム』宣言』について

長野県知事田中康夫氏が2月20日に「脱ダム」宣言をおこないました。その全文を「事務局からの報告 資料1」の中に掲載します。

私たちはこの「脱ダム」宣言が田中康夫知事の単なるパフォーマンスではなく、現在のダム問題を解決していく上で、必要不可欠な宣言であると考えます。

長野県議会が「脱ダム」宣言を否定する動きを取っていること知り、事務局は水源連の団体会員に2. 1のお願いをしました。

その後、5月12日に、「脱ダム」宣言の理念を広げるために百万人署名運動をおこなうことを主目的とした「脱ダムネットワーク」が結成されました。水源連も「脱ダムネットワーク」の目的を共有し、百万人署名運動に協力したいと考えています。

なお、「脱ダムネットワーク」の事務局連絡先は、電話／FAX 026-244-6629です。

2. 団体会員の皆さまへ「水源連事務局からのお願い」を発送

4月16日に、団体会員の皆様に以下の3点をお願いする文書を発送しました。

1. 「『脱ダム』宣言」が正当なものであることを長野県議会の各会派に訴える文書の送付。
2. 土地収用法政府改正案の不当性を衆議院国土交通委員会の各委員に訴える文書の送付。
3. 「住民訴訟制度改悪反対市民ネットワーク」への「賛同」。

同じものを「事務局からの報告 資料1」として、別ページに掲載します。

3. 事業認定取消訴訟への対応

苦田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの起業者（建設省）が建設省自身に土地収用法に基づく事業認定申請をおこない、スケジュールどおり事業認定が出されたことは皆さんご承知の通りです。

これら3つの事業認定が全く不当なものであるのはいうまでもありません。それぞれの反対運動団体は事業認定の取消を求める行政訴訟を起こしています。苦田ダム、徳山ダムの場合はすでに公判が開かれています。しかし、係争中であるにもかかわらず、事業は進行しています。

これらには共通する3つの問題があります。

1. 事業認定申請の時期が余りに遅く、既成事実が積み上げられてから申請が行われている。
2. 公益性・公共性の判断に住民参加が全くない
3. 取消訴訟を起こしても「事業執行不停止の原則」により、事業が進行する。

これらの問題について、国会議員同席の下で国土交通省と話し合いを持てるよう、事務局として努力し、国会議員への働きかけを進めていますが、未だに実現していません。

国会議員に提出した「国土交通省に対する要請について」を「事務局からの報告 資料2」として、別ページに掲載します。

4. 河川整備計画策定状況の調査

紀伊丹生川ダム計画について、近畿地方整備局は河川整備計画を策定するなかで検討することを明らかにしました。同局は、河川整備計画を検討・策定するために23名の紀ノ川流域委員会を設置することとし、そのうちの5名を流域住民から公募しました。その結果、水源連の会員である岩畑氏と、団体会員である「紀伊丹生川ダム建設を考える会」の小川氏が流域委員になりました。

一方、関東地方整備局は、玉川流域委員会の同意を得て、多摩川の河川整備計画を策定し、3月30日に発表しました。流域委員会の下部組織である流域懇談会に水源連事務局の有志が参加し、河川整備計画の根拠となっている河川整備基本方針についてきちんと検討する必要があることを住民サイドの会議で再三主張しました。しかし、河川整備基本方針を始めて耳にする人が多く、その重要性、問題性を十分に理解されないこともあって、河川整備基本方針について住民サイドから建設省に異議を唱えることなく終わってしまいました。

河川法改正から4年経過しています。改正時点で水源連としても、川を住民参加で管理できるよう、法案の対案を提案してその立法化に向けた努力をしましたが、その努力は実りませんでした。しかし、現実には河川整備計画が策定される段階で真の意味で住民参加を勝ち取ることは重要なことです。

5月19日に、同計画の策定状況を問い合わせるFAXを各地方整備局に出しました。「事務局からの報告 資料3」として、別ページに掲載します。「事務局からの報告 資料3」には問い合わせ先も掲載しました。皆さまが関わられている河川の整備計画の策定状況などについて、当該河川のことに熟知されている皆さまが、直接、問い合わせすことも、運動を進める上で意義のあることと思います。

5. 今年の総会と全国集会について

日程などは未定ですが、今年の全国集会は「黒部川ウォッチング・富山ネットワーク」などのご協力により、富山県の黒部川に焦点を当てることになりました。水源連の総会もセットです。

出し平ダムからの排砂で致命的な被害を受けた黒部川とその沿海。完成はしたものの、計画段階からその必要性と排砂が問題になっている宇奈月ダム。

これらのダムと黒部川・沿海が被っている被害、利水需要がなくただ財政を圧迫するだけの状況…などを実際に見聞をして、ダムができてからの問題について考えたいと思います。

6. 情報・意見など提供のお願い

水源連は皆さんが情報を共有するとともに、共通の課題を解決することを目的としています。皆さんからの情報の提供ならびに、ご意見を事務局に寄せていただくことをお願いいたします。

7. 年会費納入と新規加入のお願い

皆様からの個人年会費は順調に納入されていますが、団体年会費は芳しくありません。団体各位の皆さまは状況に追われてお忙しく、かつ、財政的にも厳しいこととは思いますが、年会費の納入と新規加入をよろしくお願いいたします。

団体会員の皆さまへ 水源連事務局からのお願い

春たけなわの季節となりましたが、ダム問題をめぐる政治情勢にはいまだ厳しいものがあります。

地方レベルでは、長野県田中康夫知事の「脱ダム宣言」に反対する長野県議会の対応があります。国政レベルでは、「土地収用法改正」「地方自治法改正」が私達にとって、大きな問題となっています。これらの問題についてお知らせするとともに、皆さまへのご協力お願いを記します。

1. 「脱ダム宣言」に対する長野県議会の対応

長野県では田中康夫知事が今年2月20日に「脱ダム宣言」（別紙1）を出し、その中で、下諏訪ダムの中止を宣言しました。長野県議会では、下諏訪ダムと浅川ダムの中止決定に反対する会派が中心になり、ダムの排除を否定することを目的とした、「長野県治水・利水ダム等検討委員会条例」と「長野県治水・利水ダム等検討委員会条例施行に関する決議」が3月9日に上程し、3月19日に採択しました（別紙2）。私たちはこの「脱ダム宣言」が田中康夫知事の単なるパフォーマンスではなく、現在のダム問題を解決していく上で、必要不可欠な宣言であることを長野県議会の各会派に理解してもらいたいと考えます。

2. 国政レベルでは土地収用法の「改正」と地方自治法の「改正」が今国会に上程されます。

1) 土地収用法関連

水源連関係では、徳山ダム・苦田ダム・川辺川ダム問題で不当にも土地収用法が適用されています。徳山ダム・苦田ダム問題では、ダム反対運動を行っている全国の仲間が設定した共有地が土地収用法による収用対象とされています。両ダム関係の土地共有者たちは、土地収用法の適用に対抗するため、土地収用法の第一段階の手続きである事業認定処分に対して、「この事業には公益性がないので、事業認定処分を取消すことを求める」訴訟を進めています。しかしながら、事業工事は進行し、同時に、土地収用委員会による裁定も進行しています。

川辺川ダム関係では漁業権も収用対象とされていますが、現段階では土地収用委員会への裁定要請はされていません。球磨川漁協内の心有る漁民の努力により、漁協の総代会で漁業権補償を拒否することに成功しました。建設省はこれにより、今年度内本体工事着工は不可能となりました。建設省はこの事態に対して、強制収用をちらつかせながら、今のところは話し合いを続ける、とは言っていますが、その実態は、球磨川漁協から漁業権補償によるダム建設同意を得るための画策を懸命になって強化する、ということです。関係漁民、流域住民は4本の事業認定取消訴訟を提訴しています。

ダム問題を例にとり、現在の土地収用法の大きな問題点を記します。

1. 計画を立案する者、事業を進める者、土地収用法適用を申請（これを事業認定申請という）する者が同一（各地方整備局が実務を担当するが、責任者は国土交通大臣）で、なおかつ、この事業が国民の私権を制限するに足る公益性があることを判断する（これを事業認定という）のも国土交通大臣。
2. 事業の公益性について主権者たる国民、住民の意見がまったく反映されない。
3. 事業の公益性・問題点などに対する説きや意見交換もないまま、脅しを背景とした任意交渉でほとんどの関係住民を対象地域から追い出し、付帯工事をほとんど終わらせた後に、事業認定を申請している。このような状況で事業認定を申請するため、既成事実（事業進捗率）が圧倒的に重視され、事業認定は通過儀式に過ぎなくなっている。
4. 事業認定取り消し訴訟中でも事業は進行してしまい、たとえ事業認定取り消しの判決がだされても、既にそのときにはダム工事は完成している。

今回、政府が上程する土地収用法の改正（改悪）は、上記の問題点の改善ではなく、その最大の目的は、多くの土地共有者への収用手続きを簡略化して、土地共有運動を無力化することにあります。

水源連としてはこの改正案に対して、公共事業の公益性そのものを計画段階から住民が審査できる仕組み、事業認定取り消し訴訟中は事業の停止を原則とする仕組みを法的に保障することを前提とし、「土地収用法から公共事業を見直すネットワーク」（市民有志で組織）とともに土地収用法改正の代替案を作成中です。

現状では残念ながら、この改正案を審議する衆議院国土交通委員会の各委員は、この件が極めて重要な意味を持つことにまったく鈍感、といわざるを得ません。衆議院国土交通委員会の各委員に関心を喚起する必要があります。

2) 地方自治法関連

地方行政の腐敗防止の役割を少なからず果たしてきた「住民訴訟」（地方自治法 242 条 2 項）についてその根幹を「骨抜き」にすることも含めた、地方自治法改正が提案されています。

市民サイドではこれを重大な問題と捉え、「住民訴訟制度改悪反対市民ネットワーク」を立ち上げ、この問題を多くの皆さんに知ってもらうとともに、全国から反対の意思表示を集約し、国会工作などを行うことにしています。（別紙 4）

水源開発問題全国連絡会としても「住民訴訟制度改悪反対市民ネットワーク」からの問題提起に賛同し、皆さんにご協力を要請します。

以上より、皆さまに次の 3 点にご協力いただくことをお願い致します。

1. 「脱ダム宣言」が正当なものであることを長野県議会の各会派に訴える文書の送付。
2. 土地収用法政府改正案の不当性を衆議院国土交通委員会の各委員に訴える文書の送付。
参考として、同ネットワークが作成した「ここが問題！ 土地収用法政府改正案」を別紙 3 として同封します。
3. 「住民訴訟制度改悪反対市民ネットワーク」へ「賛同」の通知。

各送付先については、別紙 2、別紙 3、別紙 4 を参照ください。

2001 年 4 月 16 日

水源開発問題全国連絡会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

電話 03-5211-5429

FAX 03-5211-5538

「脱ダム」宣言

数百億円を投じて建設されるコンクリートのダムは、看過（かんか）し得ぬ負荷を地球環境へと与えてしまう。更には何れ（いずれ）造り替えねばならず、その間に夥（おびただ）しい分量の堆砂（たいさ）を、此又（これまた）数十億円を用いて処理する事態も生じる。

利水・治水等複数の効用を齎す（もたらす）とされる多目的ダム建設事業は、その主体が地元自治体であろうとも、半額を国が負担する。残り50%は県費。95%に関しては起債即ち借金が認められ、その償還時にも交付税措置で66%は国が面倒を見てくれる。詰（つ）まり、ダム建設費用全体の約80%が国庫負担。然（さ）れど、国からの手厚い金銭的補助が保証されているから、との安易な理由でダム建設を選択すべきではない。

縦（よ）しんば、河川改修費用がダム建設より多額になろうとも、100年、200年先の我々の子孫に残す資産としての河川・湖沼の価値を重視したい。長期的な視点に立てば、日本の背骨に位置し、数多（あまた）の水源を擁する長野県に於いては出来得る限り、コンクリートのダムを造るべきではない。

就任以来、幾つかのダム計画の詳細を詳（つまび）らかに知る中で、斯（か）くなる考えを抱くに至った。これは田中県政の基本理念である。「長野モデル」として確立し、全国に発信したい。

以上を前提に、下諏訪ダムに関しては、未だ着工段階になく、治水、利水共に、ダムに拠（よ）らなくても対応は可能であると考え。故に現行の下諏訪ダム計画を中止し、治水は堤防の嵩（かさ）上げや川底の浚渫（しゅんせつ）を組み合わせで対応する。利水の点は、県が岡谷市と協力し、河川や地下水に新たな水源が求められるかどうか、更には需給計画や水利権の見直しを含めてあらゆる可能性を調査したい。

県として用地買収を行うとしていた地権者に対しては、最大限の配慮をする必要があり、県独自に予定通り買収し、保全する方向で進めたい。今後は県議会を始めとして、地元自治体、住民に可及的（かきゅうてき）速やかに直接、今回の方針を伝える。治水の在り方に関する、全国的規模での広汎なる論議を望む。

平成 13 年 2 月 20 日

長野県知事 田中康夫

署名あり

「脱ダム」宣言に関するご意見は governor@pref.nagano.jp へお願いします。

長野県田中康夫知事「脱ダム宣言」関連資料

2001年2月20日、長野県田中康夫知事、「脱ダム宣言」を全国に向けて発信。

■長野県議会各派の動き

3月9日、長野県議会の県政会、県民クラブ、社会県民連合の3会派は県営ダム計画関連の九河川について、ダムを含め総合的な治水・利水を住民参加で検討する委員会の設置条例案を吉田博美議長に共同提出した。3会派は定数62の内、共産党県議団（5人）以外のすべてであるため、同条例案が可決・成立するのは確実。なお、3会派は同時に、「住民の意見が反映されていない」として、田中知事に「脱ダム宣言」の再考を促す条例施工決議案も提出した。

■市民各層の動き

- 3月31日、緊急集会『「脱ダム宣言」を育むシンポジウム』
パネラー：天野礼子氏、大熊孝氏（新潟大学教授）、C. ニコル氏
当日司会をした、柳沢京子氏（切り絵作家）の呼びかけで、勝手連が主催した。400名参加。
- 3月17日、小諸集会。50名参加。
- 3月18日、信州大学自然災害環境保全研究会主催の『河川と共生する治水』。小坂共栄氏（信州大学教授）、上野鉄男氏（京都大学助手）を中心に250名参加。
- 3月25日、『下諏訪ダム反対集会』

■長野県議会各会派の姿勢と要請文書送付先

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 長野県議会
議長 吉田博美
〒380-8570
長野県長野市南長野幅下 692-2
電話 026-232-0111○ 県政会（自民・民主 合計42名）
団長 下崎 保
「脱ダム宣言」反対。条例案提出の中心。
個々の県議の態度は微妙。
電話 023-232-0111 内線 4061～4063
FAX 026-237-2611
ホームページ
http://www.avis.ne.jp/~kensei/
Eメール kensei@avis.ne.jp○ 県民クラブ
（公明・民主・無所属 合計8名）
会長 大和代八
県政会の条例案提出に同調。
電話 023-232-0111 内線 4071～4072
FAX 026-234-6222 | <ul style="list-style-type: none">○ 社会県民連合（社民党 7名）
団長 浜 万亀彦
県政会の条例案に同調したが、大仏ダム
反対運動団体からのレクチャーを受けたので、路線変更も。
電話 023-232-0111 内線 4068～4069
FAX 026-235-7404○ 日本共産党（5名）
団長 石坂千穂
とりわけ長野市内の浅川ダム反対運動に関
わっていた関係から、唯一の「脱ダム宣言」
支持会派
電話 023-232-0111 内線 4075
FAX 026-237-6266
ホームページ
http://www.avis.ne.jp/~up
Eメール jcpngnkd@avis.ne.jp |
|---|--|

田中康夫知事への激励先

知事室 FAX 026-232-2123
Eメール governor@pref.nagano.jp

ここが問題！土地収用法政府改正案

土地収用の手続は、事業認定と収用裁決の2段階に分かれています。

1. 事業認定とは「その事業が土地収用をしてもよいか？」を判定する手続
2. 収用裁決とは「いくら補償をすればよいか？」を決める手続です。

政府案の建て前は、「事業認定の段階を丁寧にするから、収用裁決は迅速化しましょう」というものです。

しかし

1. 迅速化とはトラスト運動つぶし！

土地収用法は公益性の高い事業に対し、理不尽な居座りを防ぐことなどを想定した法律ですが、今回の改正は、迅速化の名で、トラスト運動を否定することを意味しています。ところが今起きているトラスト運動は公益性を失った事業への抵抗運動であり、本来必要なのは公益性を失った事業を否定する改正です。

2. 自作自演の事業認定！

国土交通省の事業については、国土交通大臣自らが事業認定する制度になっています。右手で申請し、左手で認定のハンコを押すような自作自演の事業認定では公平とはいえません。

3. 事業認定の手続きと基準が不明確！

土地収用法では、事業認定の要件（「公益性」の判断基準となるべきもの）は次のようになっています。

1. 事業が第三条各号の一に掲げるものに関する 烽7であること。
2. 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
3. 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
4. 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

これでは、公益性の判断に住民の声が生かされません。環境汚染事業や代替案が検討されない効率の悪い事業なども認定されているのが現状です。また、通達で「事前相談」が義務付けられており、不透明な行政指導で認定されています。政府案では事業認定の理由が公表されることとなりますが、このままでは単なる通過儀礼に過ぎません。

4. 説明会・公聴会は意味なし！

政府案では「公聴会の手続に関して必要な事項は、国土交通省令で定める」となっているだけで、どのような公聴会となるかは不明です。いわゆる説明会・公聴会への参加経験者は「事業者都合のいい話を一方的に聞かされるだけ」「質問をしても全く答えが返ってこない」という批判があります。収用対象の権利者が事業の公益性に疑問を持って任意買収に応じない場合、関係者がとことん議論できる場が必要です。

5. 馬脚をあらわすとんでもない経過措置！

「経過措置」は時として法案提出者の本音を表します。政府案では、事業認定は旧法を適用（附則第2条）、収用裁決は新法を適用（附則第3条）することとなっています！つまり、現行法で事業認定を済ませた事業は、説明会も公聴会も確保されないまま、収用裁決の手続きからは新法による迅速なやり方で済まされることになってしまいます。民主的手続きなしに始め、民主的手続きなしに終わらせたいという本音が透けて見える経過措置です。

以上、このままでは、土地収用法が本来の意図から離れ、計画段階での情報公開や住民参加を怠ったツケを、強制収用で払うための法律になってしまいます。

事務局からの報告 資料 1-別紙 3の2

衆議院国土交通委員会 TEL 3581-5111(衆議院議員会館の代表電話番号)

	FAX	内線
委員長		
赤松正雄 公明	3508-3412	5412(比例近畿)
理事		
赤城徳彦 自民	3592-9054	5206(茨城1区)
理事		
大村秀章 自民	3508-7709	5243(愛知13区)
理事		
実川幸夫 自民	3508-3216	5216(比例南関東)
理事		
橘康太郎 自民	3507-0537	7314(比例北信越)
理事		
玉置一弥 民主	3508-3270	7640(比例近畿)
理事		
樽床伸二 民主	3508-3270	7640(大阪12区)
理事		
河上覃雄 公明	3508-3818	7218(比例南関東)
理事		
山田正彦 自由	3519-5116	7602(比例九州)
今村雅弘 自民	3597-2723	7610(佐賀2区)
木村太郎 自民	3597-2700	7407(青森4区)
木村隆秀 自民	3597-2739	7719(比例東海)
倉田雅年 自民	5251-3688	5320(比例東海)
佐藤静雄 自民	3593-2257	5409(北海道4区)
坂本剛二 自民	3592-9034	7422(比例東北)
菅義偉 自民	3597-2707	7536(神奈川2区)
田中和徳 自民	3508-3504	5504(神奈川10区)
中馬弘毅 自民	3593-7126	5410(大阪1区)
中本太衛 自民	3508-3222	5222(比例南関東)
西野あきら 自民	3597-2708	5513(比例近畿)
林幹雄 自民	3502-5016	5641(千葉10区)
福井照 自民	3519-7713	7523(大阪6区)
古屋圭司 自民	3592-9040	7440(岐阜5区)
堀内光雄 自民	3591-0577	5715(静岡7区)
松野博一 自民	3508-3329	5329(千葉3区)
松本和那 自民	3508-3408	5408(千葉7区)
吉田六左エ門 自民	3597-2763	7208(新潟1区)
阿久津幸彦 民主	3519-7716	7712(東京24区)
大谷信盛 民主	3508-8816	5335(大阪9区)
川内博史 民主	3597-2716	7637(比例九州)
今田保典 民主	3508-3350	7720(比例東北)

佐藤敬夫 民主	3502-5184	7606(比例東北)
永井英慈 民主	3507-8583	7729(比例南関東)
伴野豊 民主	3508-3621	5621(比例東海)
細川律夫 民主	3593-7148	7513(埼玉3区)
前原誠司 民主	3592-6696	5601(京都2区)
吉田公一 民主	3595-4933	5710(東京9区)
井上義久 公明	3508-3354	7724(比例東北)
山岡賢次 自由	3502-8855	5606(比例北関東)
大幡基夫 共産	3506-3356	7726(比例近畿)
瀬古由起子 共産	3508-3984	7604(比例東海)
日森文尋 社民	3508-3214	7214(比例北関東)
保坂展人社民	3597-2800	7319(比例東京)
二階俊博 保守	3502-3592	7223(和歌山3区)
森田健作 21クラブ	3503-5519	5437(東京4区)

●内線番号が5で始まる議員

〒100-8981 千代田区永田町 2-2-1 第1衆議院議員会館

●内線番号が7で始まる議員

〒100-8982 千代田区永田町 2-1-2 第2衆議院議員会館

私たちは、このような法改定は

受け入れられません！

土地収用法から公共事業を見直すネットワーク

住民訴訟制度改悪反対運動へのご協力を

2001年3月 仲井 喜

3月半ば、行政訴訟の専門家である濱秀和弁護士から「仲井さん、大変な法律改正が提案されている」という電話があり、初めて地方自治法が改正され、その中身は、住民訴訟制度の改悪であることを知りました。そこで元共同通信の記者で、大規模林道問題や細川内ダムを現場取材で取りあげてきた、平野真佐志さんに来てもらい、総務省自治行政局から資料を取り、濱弁護士と検討しました。その結果、とにかく全国の住民訴訟関係者や住民運動に広く知って頂くことが必要ということになりました。渡辺文学さんが週間金曜日の田中記者に緊急に連絡して梓を取ってもらいました。同封しました「週間金曜日」3月30日号（28ページ）に「住民訴訟を骨抜きにする地方自治法改悪案」として掲載の運びとなりました。中村洋平は平野氏のペンネームです。

この本質は、この2ページにすべてあきらかにされていると思います。私は東京で、出来ることとして第一にこのような法案が出されていることを全国に知っていただくこと、第二に住民訴訟制度改悪反対市民ネットワークをよびかけ、大規模林道問題全国ネットワークの加藤さんや水源連の堀田さん、タバコ問題情報センターの渡辺さん、さらに市民オンブズマンネットワークの石田千秋さんとも連絡が取れました。また地方で住民訴訟を担っている長野の内山卓郎さん、福島の東瀬紘一さんなどにも呼び掛けています。

国会の状況はきびしいものがあります。省庁統合で巨大化した総務省などの官僚機構は、政権や国会の無力と無知につけこみ、情報公開法が施行される前に、自分たちの権益保護のための法律を作り、抜け道をつくることに狂奔しているからです。しかもこれをチェックすべき野党も「住民投票制度の要件緩和」、「住民監査制度の充実」、「住民訴訟制度の充実」とかの美名にまどわされて今回の法改正が、自治体官僚を中心とした首長の権益擁護、談合や不正の行政責任を免罪する本質に気づかず、ほっておけば賛成に回りかねない状況です。

民主、社民、共産の野党各党にはとりあえず反対で共闘してもらうよう関係議員に申し入れました。しかし今後の2弾、3弾の国会工作や、マスコミ対策が必要です。「住民訴訟改悪反対市民ネット」の参加、賛同団体に、各位の団体名も入れて、申し入れや抗議、記者会見などに使わせて頂きたいと思います。ご了解のお願いを含めて、お送りします。よろしくお願いします。

◇住民訴訟制度改悪反対市民ネットワーク 郵便番号102 東京都千代田区飯田橋2-1-4 政策情報センター内

◇電話03-3222-6781 FAX03-3222-6780

◎住民訴訟が根本から骨抜きに 住民訴訟制度の改悪反対市民ネットワーク

●地方自治法“改正案”を突然提案

半世紀以上にわたって行政の腐敗を監視する役割を果たしてきた「住民訴訟」が根本から骨抜きにされ、住民訴訟そのものが成り立たなくなりそうな事態になっています。国民的な議論を一切しないまま、突然、政局の混乱にまぎれ、住民訴訟を定めている地方自治法の“改正案”を提案し、火事場泥棒的に成立を図ろうとする官僚の手口は“官僚ファッショ”としかいいようがありません。日本は果たして民主主義国家なのかとの疑いすら抱かせます。

冬期オリンピックで不正経理を隠しているとみられる長野県の吉村前知事、倒産した宮崎県のバブルリゾートの典型「シーガイア」に膨大な県費を投入し続けた現職知事などについて、個人としての責任を市民側がほとんど追求できなくなります。

現行の地方自治法は、自治体の首長や職員による違法な公金支出などについて、242条の1で「住民監査請求」できることを規定。それによると、「住民が首長などに違法な公金支出があると認めた場合、それらを証明する証拠を添えて監査委員に監査を求め、損害を補填するために必要な措置を講ずるよう請求することができる」。

242条の2では「住民訴訟」を規定。それによると、住民が監査結果に不服の場合、個人としての首長や職員を相手に直接、(自治体に代わって) 損害賠償や不当利得返還の請求、さらに差止め請求、行政処分の無効確認を求める訴訟を起こすことができる(4号訴訟と呼ばれる)、としています。

●首長を個人として訴えることが不可能に

ところが“改正案”によると、住民側は、個人としての首長や職員を被告として訴えることができなくなる。代わりに行政機関の長としての首長を被告にして訴えなければならなくなる(職員を訴える場合でも同様)。

●住民が勝訴でも賠償金出ず

さらに問題なのは、住民が勝訴してそれが確定した場合、その時点で賠償金の支払いを求めることができないようにした点である。新たにもう一度訴訟を起こさなければならないようにしている。今度は「当該執行機関としての長が、個人としての長や職員などの責任を追及する(賠償命令や訴訟を起こす)」としている。つまりこの第二弾の訴訟が終結してはじめて、賠償金の支払いを求めることができる。その第二弾訴訟も「長が被告の場合、監査委員が自治体を代表して訴訟を起こす」(自治体の首長が、個人としての首長つまり同一人物を訴えることは矛盾するからであろうか)。

また、「職員が被告の場合は、長が職員を訴える」ことになる。

これらの理由として、住民が直接、個人としての長を訴えることは「自治体が、長や職員などに対してもっている損害賠償請求権や不当利得返還請求権について自治体が適切な対応を行っていない」ためとしている。(何度読んでもよく分からない説明)。つまり、住民が訴訟で勝っても、そこで判決の本当の効力(賠償命令)が出るわけではない。さらに、自治体が裁判を起こし、それが確定するまでなんの効力もないことになる。2倍の時間が掛かることになる。可能な限り引き伸ばせば裁判はいつまでも続き、無意味になる。住民訴訟をやっても無駄、と思わせるのが狙い?

(長野の前知事を訴えるとしたら、形式的には現在の田中康夫知事を訴えなければならないことになる?)

●ダムは住民訴訟の対象にできなくなる

このほか、「住民訴訟」の規定の中に、新たに差止め請求に対して除外規定を新設しているのも大問題である。「人の生命、身体に重大な危害が発生するのを防止(する公共工事などや)、公共の福祉を著しく阻害する恐れのあるときは、差止めをすることができない(差止めの対象にできない)」としている。治水ダムの建設は必ず“人の生命、身体を守る”ことを目的にしており、すべて差止め対象にならないということになってしまう。

●仮処分もできない

さらに、行政訴訟の対象になる「違法行為などは民事保全法に規定する仮処分をすることができない」という文言も“改正案”では追加されている。「行政機関の長としての首長を被告にした(第1弾の)訴訟」で住民が勝っても、その段階で賠償額を仮処分で保全できないということになってしまう。憲法の番人「内閣法制局」の審査を本当にパスしたのかと思える。

2001 / 5 / 15

佐藤謙一郎衆議院議員秘書

宮坂様

水源連事務局担当 遠藤保男

お世話になっています。以下、国土交通省との要請内容について送ります。

国土交通省に対する要請について

苦田ダム反対住民団体
徳山ダム反対住民団体
川辺川ダム反対住民団体

上記3つのダム反対運動団体はそれぞれ、当該ダム事業について土地収用法に基づく事業認定がされたことについて、その取消を求める訴訟を提起している。

前者二つは一審が進行している。

事業認定と当該訴訟について、国土交通省との話し合いを求めるものである。

1. 事業認定の時期の問題

事実上、当該地域住民がダム事業計画似たいして半強制的に同意を求められ、やむなく同意を与えているのが現状である。その間、当該事業の公益性、公共性についての真摯な説明はされていない。

公益性、公共性について根本的な問題が提起されているにもかかわらず、事業が強行され、地元に住民がほとんどいなくなった段階で事業の公益性を認めるための事業認定が行われている。これでは「とき既に遅し」である。

事業認定時期の再考を促す。

2 公益性・公共性の判断に住民参加が全くない

現状では、ことダム問題に関する限り、その計画策定から事業実施にいたるまで、住民参加の道はなく、事業の公益性・公共性について真摯な検討がされていない。

計画策定から事業実施にいたるまで、住民参加を保障する制度を要求する。

3. 取消訴訟における「事業執行不停止の原則」について

係争中であるにもかかわらず、日本では「事業執行不停止」が原則とされている。これは先進国に例を見ない最悪の原則である。この原則がある限り、「訴えの利益」は守られず、裁判そのものを事実上否定していることになる。

この原則をかえることは、現行法制上では被告である起業者の裁量によって可能である。「事業執行不停止の原則」を「事業執行停止の原則」に換えることを求める。

4. 原告適格の拡大について

事業認定はその事業の公益性と公共性を認定するものであるから、その事業の受益予定者とされているものをも拘束するものである。よって、裁判において、事業の受益予定者が原告になっている場合、被告である起業者は受益予定者についても原告適格を認めるべきである。

事務局からの報告 資料3の1

平成13年5月20日

各地方整備局河川整備計画担当者殿

水源開発問題全国連絡会 事務局担当 遠藤保男

貴局管轄の河川（水系）について、河川法に基づく河川整備計画を策定されていることと思います。

この件について本省の河川局河川計画課の朝田氏に問い合わせたところ、各地方整備局の担当者にお問い合わせ欲しい、とのことでした。

そこで、各対象河川ごとに、以下の点についてご記入いただきたく存じます。

対象河川（水系）名を明記の上、該当するローマ数字などを○で囲んで下さい。文字を記入する箇所は文字を記入してください。対象河川が数多くある場合は、以下の部分をコピーしてからご記入ください。

対象河川（水系）名	1.河川整備計画の策定状況		
	I.流域委員会準備中	II.流域委員会にて策定中 策定目標年月日 年 月 日	III.河川整備計画策定済み（ 年 月 日）
	2.流域委員会の構成と選任方法など		
	1) 委員の名前と所属または専門分野		
	2) 委員選定における公募の有無		
	I.公募はしていない	II.分野別に公募（ 名）	III.住民関係のみ公募（ 名）
	3) 住民参加の方式		
	I.流域委員に参加	II.従来の公聴会（質問等への回答なし）	III.双方向の公聴会
	IV.その他（具体的に記してください。）		
	2.河川整備基本方針策定の実務について		
	1) 基本高水流量などの見直しを行った。その結果、		
	I.基本高水流量などを変更するよう本省に提案した。		
	II.基本高水流量などは従来と同じでよいと本省に提案した。		
	2) 基礎資料に基づき、算定中である。		
	3) 現在、基礎資料等を収集中である。		

対象河川（水系）名	1.河川整備計画の策定状況		
	I.流域委員会準備中	II.流域委員会にて策定中 策定目標年月日 年 月 日	III.河川整備計画策定済み（ 年 月 日）
	2.流域委員会の構成と選任方法など		
	1) 委員の名前と所属または専門分野		
	2) 委員選定における公募の有無		
	I.公募はしていない	II.分野別に公募（ 名）	III.住民関係のみ公募（ 名）
	3) 住民参加の方式		
	I.流域委員に参加	II.従来の公聴会（質問等への回答なし）	III.双方向の公聴会
	IV.その他（具体的に記してください。）		
	2.河川整備基本方針策定の実務について		
	1) 基本高水流量などの見直しを行った。その結果、		
	I.基本高水流量などを変更するよう本省に提案した。		
	II.基本高水流量などは従来と同じでよいと本省に提案した。		
	2) 基礎資料に基づき、算定中である。		
	3) 現在、基礎資料等を収集中である。		

河川整備計画策定担当部署

担当部署	連絡先	担当者	電話番号	内線番号	F A X 番号
国土交通省	河川局河川計画課	朝田	03-5253-8445		
北海道開発局	河川企画官	岡部	011-709-2311	5292	011-709-2144
東北地方整備局	河川部河川調査官	高橋	022-225-2171	3513	022-225-2259
関東地方整備局	河川部河川調査官	山田	048-600-1335		048-600-1378
北陸地方整備局	河川部河川調査官	北村	025-266-1171	3513	025-233-5469
中部地方整備局	河川部河川調査官	佐々木	052-953-8119	3513	052-953-8471
近畿地方整備局	河川部河川調査官	水野	06-6942-1141	3513	06-6942-5693
中国地方整備局	河川部河川調査官	五道	082-221-9231	3513	082-227-2851
四国地方整備局	河川部河川調査官	森	087-851-8061	3513	087-581-8474
九州地方整備局	河川部河川調査官	工藤	092-471-6331	3513	092-476-3470

規模を縮小し継続へ―知事最終決断―

思川開発事業を考える流域の会 事務局 伊藤武晴

昨年11月の知事選挙で、思川開発事業（水資源開発公団）・東大芦川ダム（栃木県）の全面見直しを公約に掲げ初当選した福田知事は、5月8日の定例記者会見で、事業見直しの最終結果として、下記の文書（原文のまま）を発表しました。

思川開発事業及び東大芦川ダム建設事業について

思川開発事業（南摩ダム）及び東大芦川ダム建設事業については、これまでの調査検討及び諸般の事情等を総合的に勘案し、次のとおり対応することとしたい。

1. 思川開発事業（南摩ダム）について

下流関係県（茨城・埼玉・千葉）の需要水量及び本県関係市町の見直し後の需要水量に見合った事業規模に縮小し、かつ事業費の可能な限りの縮減及び自然環境等への負荷の最大限の抑制を図りながら、関係者の理解を得つつ実施するよう国、公団に申し入れる。

2. 東大芦ダム建設事業について

当面、県の最終判断を保留し、引き続き環境影響調査、生活再建対策等を進めながら、地元住民等を含めた関係者による協議会を設置し、大芦川流域全体について水需給、治水、環境、地域振興等を総合的に見直し、検討を行う。

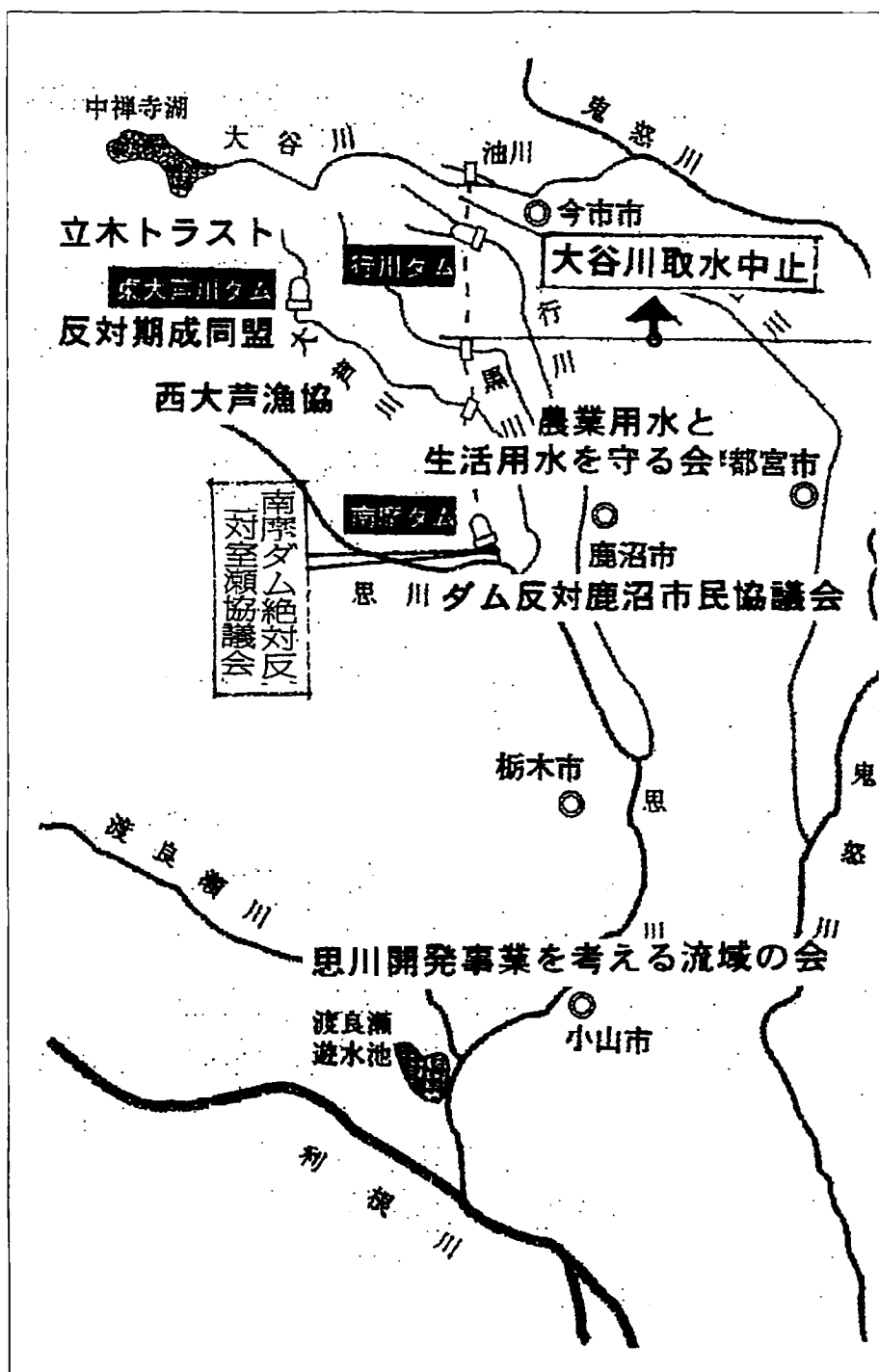
つまり、思川開発事業については規模を縮小（見直しの結果栃木県の利水量を3分の1に縮減）して参画することを表明。東大芦川ダムについては結論を先送り（2年程度）する。と言うもので、「事業の全面見直しの公約」に中止を期待した多くの民意を裏切るものでした。記者会見では当然公約との整合性に質問が集中しましたが、これに対して知事は、公約は「いったん凍結して見直すこと」だった。見直しの中には中止、凍結、規模縮小、代替案もあり最適なものを選択した。公約には反していない。と強

く主張しています。しかし、今回の見直しは、その結果を示す短い文書が発表されたのみで、詳細な内容や見直しの経緯は明らかにされず、意志決定の根幹と説明されている「栃木県内の水需要1.08トン」の内訳については、公表すると関係市町に混乱が生じる恐れがあるとして開示拒否するというお粗末さであり、論理的矛盾点や、現地の状況との不整合など、多くの疑問点を残した極めて不十分でかつ理念なき見直しであったと思っています。

思川開発事業については、昨年12月の自民党の公共

事業見直しとそれを受けた与党3党合意による『大谷川取水中止』で事業規模の縮小（取水量ベースで約60%縮減）が決定し、一方で水没住民への補償と生活再建がまったなしの状況にあり、どう見直したところで「中止」の選択肢はあり得なかったという見方や。一方の東大芦川ダムについては中止を決定できたはずであり、知事の決断力のなさを指摘する声が多いなど見直し結果への厳しい見方が大勢です。ともあれ、全国的に公共事業の見直しが高まる中、福田知事の出した回答は事業継続でしたが、判断過程で見直し作業が加わったことで、単なる事業継続とは違う意味合いを持ったのも事実であり。この「チェックと見直し」の手法は、今後進むであろう事業のあらゆる局面において有効に機能させて行かなければならないと考えています。計画から36年が経過した思川開発事業は、紆余曲折を経て事業目的を変え、規模を大幅に縮小されながらもしぶとく生き残ろうとしています（左図参照）。今回の栃木県知事の見直し結果をうけて、事業主体の水資源開発公団は5月中にも水没住民に対する補償基準を提示する構えであり、住民サイドはそれを心待ちにしている状況です。しかし、一方ダムサイト直下で移転を迫られている室瀬地区は強固な拒否姿勢を堅持しており、鹿沼市や水公団の話に耳をかす気配は全くなく、一ダム一基準のしぼりのなかで公団の対応が注目されるどころです。一方司令塔の国土交通省は『大谷川取水中止』で事業規模が半減したことに伴う新たな「事業実施方針」の策定に取り組むとしています。事業規模は、取水量ベースで約60%の縮減、開発水量ベースで7.1/秒→3.5/秒（とされている）に縮減、このうち栃木県は今回の見直しで1.08（前は2.97+かんがい用水）/秒を要求しており、残りを茨城・千葉・埼玉の3県で分け合うことになります。また実施方針が取水量縮減にどのような対応をみせるかは要注目点です。今回の知事決

断に対する我々の取り組みは、見直しが不十分であること、判断7根幹にしたという水需要の市町別内訳を明らかにすることなど、9項目の抗議の質問書を提出しており。質問書の回答を受けて、6月24日に「知事を選択を問う」脱ダムシンポジウムの開催を計画しています。また6月からは「黒川・大芦川に関わる農業用水と生活用水を守る会」が反対運動に加わるほか、知事の公約違反？を怒る県民の声を追い風に、また国政レベルへの働きかけを強めながら粘り強い運動を展開して行きたいと考えています。



本県水量 縮小し参画

思川開発で知事表明

「公約には反せず」

福田昭夫知事は八日の定例記者会見で、南摩ダム建設を含む思川の思川開発事業に対し本県分の必要水量を当初計画の三分の二の毎秒一・〇八リットルに縮小して参画するとして、県の東大芦川ダム事業については最終判断を一年程度先送りすると正式に表明した。知事表明の公約との整合性について福田知事は見直しという公約には反していないと強調。東大芦川ダムは地味田舎の生活再建対策を掲げながら住民を含めた協議会を設置し再検討するとして、結論を先送りしながら生活再建対策は実施するという矛盾をはらんだ決定は、県議会六月定例会で論議を呼び寄せた。

東大芦川 最終判断 2年程度先送り



ダムの方針について表明する福田昭夫知事＝8日午後、県庁正庁

福田知事は思川開発に参加する理由を、埼玉、茨城など下流各県と県内各市町の水源地確保の必要性は、見直しによって無

思川開発 見直し：一方で失望感 東大芦川、不透明さ残す

【解説】 思川開発事業への参画は、結果として渡辺県政を継承した形となった。だが、判断過程で見直し作業が加わったことで、単なる事業継続とは違ふ意味合いを持った。とはいっても、事業を断念し、支持者の失望感にめぐらされていく。また、以下に減った農業用水、

要水量を縮小してもなお不足し得ない代替水源として農業工業用水を転換して下流関係の必要には不足しない農業用地の確保は下流関係の必要として必要なのは、否定的な見方もある。また、下流関係の必要は、見直しによって無

要水量を縮小してもなお不足し得ない代替水源として農業工業用水を転換して下流関係の必要には不足しない農業用地の確保は下流関係の必要として必要なのは、否定的な見方もある。また、下流関係の必要は、見直しによって無

要水量を縮小してもなお不足し得ない代替水源として農業工業用水を転換して下流関係の必要には不足しない農業用地の確保は下流関係の必要として必要なのは、否定的な見方もある。また、下流関係の必要は、見直しによって無

要水量を縮小してもなお不足し得ない代替水源として農業工業用水を転換して下流関係の必要には不足しない農業用地の確保は下流関係の必要として必要なのは、否定的な見方もある。また、下流関係の必要は、見直しによって無

要水量を縮小してもなお不足し得ない代替水源として農業工業用水を転換して下流関係の必要には不足しない農業用地の確保は下流関係の必要として必要なのは、否定的な見方もある。また、下流関係の必要は、見直しによって無

工業用水もダムに依存するほか分かった。社会情勢が大きく変化

する中、長い年月を要した公共事業は、見直しが必要だということを示す好例とも言える。

止を暗示している。一方で、用地補償は凍結する。進めるとしても、ダム建設に積極的とも取れる。この矛盾の背景には、同市や県議会の反発を和らげる狙いなど、知事の政治判断を色濃く感じさせた。しかしこうした姿勢は、県民にとっては非常に分かりにくい、不透明に映るのではないだろうか。

(社会部 大塚順二)

説論

大型公共事業を見直す動きが全国的に広がる中で注目されていた、県内二つのダム建設に対する福田昭夫知事の決断が八日、正式に示された。

水資源開発公団が鹿沼市に計画している南摩ダムの建設は容認し、同ダムを含む思川開発事業に対し、本県分の需要水量を当初計画の三分の一に縮小して参画すると表明。県が同市に計画している東大芦川ダム建設事業については、結論を二年度度先送りすることを明らかにした。

福田知事は、今市市長時代の昨年七月、思川開発事業への大谷川からの取水をやめ、南摩ダムと東大芦川ダムを統合し、南摩ダムの規模を半分に縮小する提言を公表している。

この提言が「足して二で割った」ような内容と例えるなら、八日の決断内容は「足して一・五で割った」ような分りにくさが否めない。

三月に県庁舎建て替えとダム事業の推進決議を可決した県議会の四会派

は、思川開発への参加は評価するが、東大芦川ダムへの対応については不満を表明している。

一方、福田知事が知事選で公約に掲げた「ダムなど無駄な公共事業の全面見直し」を「中止」と受け止めた支持者も少なくなかったはずだ。「公約とずれた結論」との失望の声もある。

六月定例県議会では、福田知事の決

南摩、東大芦川ダム

県民の理解得る努力を

断内容が論議を呼ぶのは必至だ。

思川開発については、コンクリートダムの建設が自然環境に及ぼす影響や、埼玉、茨城など下流域の水需要などを正確に把握したのか疑問も残る。

東大芦川ダムは、水没予定地区住民の用地補償など生活再建対策を進めながら、住民を含めた協議会を設置し再検討する。結論の先送りと生活再建対

策の実施は矛盾しないのだろうか。

県議会は、こうした疑問や矛盾について、福田知事にきちんとした説明を求めてもらいたい。知事も結論の根拠となったデータを公開し、県民の理解を得るよう努めるのは当然である。

思川開発事業は、本県の参画表明によって大きなヤマを越し、南摩ダムの着工に向けた動きが本格化する。

苦渋の選択でダムを容認した水没予定地区の住民七十八世帯にとっては、

待ちに待った日の到来だろう。

国土交通省は近く、新たな水配分と費用負担を盛り込んだ実施方針を策定する。県は国と公団に対し、自然破壊を抑えるよう求める考えだ。

東大芦川ダムは、洪水調整と鹿沼市の水道用水の供給を目的としている。県は二年度間の間に環境影響調査を行い、鹿沼市も地下水調査を続ける。

各調査はダム建設を前提せず、公平で第三者的な内容となることが求められる。調査結果を賛成、反対両派とも信用できなければ、最終判断が建設、中止のいずれになっても、混乱が避けられないからだ。

水源県である本県では、県民の水に対する関心が高いとは言えなかった。それが二つのダムの建設問題をきっかけに、高まりを見せ始めている。

しかし福田知事の今回の判断材料の中に、節水や水の再利用という視点があつたとは残念ながら思えない。

私たち県民も治水、利水の両面でダムの恩恵を受けてきた。しかしダムの建設には多額の税金がかかり、自然にも大きな負担をかける。世界的にも国内的にも、特に大規模ダムの見直しが必要になっているのはそのためだ。

ダムの建設は既存ダムの有効利用、徹底した節水、下水道処理水の再利用など諸施策を講じて、なお水が足りない場合の最後の手段であることを再確認しておきたい。

「脱ダム宣言」と下諏訪ダムの報告

環境会議、諏訪 伊藤貞彦

下諏訪ダムとは

田中知事の「脱ダム宣言」で、下諏訪ダムも全国的に有名になった。とはいえ、このダムがどこに造られるどんなダムであるかは、当たり前の話だが、ほとんど知られていない。しかし、話を進める上で、この事に触れずにおくわけにもいかぬので、最小限ふれてみる。

下諏訪ダムは、諏訪湖に流入する砥川の支流、東俣川に計画されている、提高 67m、総貯水量 240 万トンの小さな多目的ダムである。ダム建設の目的は、洪水調節、流量調節に加えて、水道用水の確保がとってつけられたように加えられている。とってつけたというのは、その予定水量は岡谷市と下諏訪町で日量 1 万 5 千トンというものだからである。これは秒 0.17 トンという水量で 1 辺 55cm の立方体程度の水にすぎない。それでも、この水を浄化し輸送するには、約 30 億円の取水施設が必要という。実際は、岡谷市も下諏訪町も人口は年々減少しており。現に水道用水は余っている。だから水道用水確保というのは、いわば県に口説かれて事業参加するための苦しまぎれの口実だといってよい。

このダムは、当初治水ダムで、県は昭和 53 年（1978 年）に予備調査に入っている。59 年に実施計画調査（実調）、62 年に岡谷市、下諏訪町の水道水確保の要望を容れ多目的ダムに変更。そして平成 4 年（1992 年）12 月閣議での建設採択の内示をうけ、ダム軸決定のための地質調査、用地買収、作業測量等がすすめられ、今日に至っている。

砥川出水量の怪

砥川は、これまで河川氾濫を起こしたことはない。ただ、砥川上流には強酸性水の浸み出しが多く、温泉化風化地域が広がっているため岩盤が風化しており、流出土砂が多い。それゆえ諏訪湖の河口近くのゆるやかな流れのところでは天井川化が進むという傾向はある。これも年々軽い浚渫で十分対応が可能である。それなのに、なぜか治水ダムか。治水は付け足しで、とにかくダムを、ということであろう。

ところで諏訪湖の流域面積に対して砥川のそれは約 13% である。過去に諏訪湖に流入した最大のピーク

流量は毎秒 763.6 トン（昭和 58 年 9 月）であった。このとき諏訪湖は大氾濫をしたのであるが、そのために諏訪湖治水計画は最大ピーク流量を毎秒 1600 トンとして、水門の改修と湖岸提高上げを行っている。58 年当時の砥川よりの流入量は流域面積から計算して毎秒 99.3 トンだが、諏訪湖治水計画では毎秒 208 トンを予想していることになる。ところが、ところである。下諏訪ダム計画における砥川のピーク流量は 287 トンとされているのだ。実績の約 3 倍である。100 年確率とはいえこれはあまりにも過大にすぎるといべきであろう。

で、計画では基準点の通過能力は毎秒 200 トンだから、毎秒 87 トンをダムで調節するとしているのである。でも、諏訪湖治水計画の計画水量（これも過大だが）からすれば、通過能力を上回るのは毎秒 8 トンだから、軽い浚渫で十分対応可能である。

東俣川の水量の不思議

砥川の治水を行うのに砥川本流にダムを計画しないのは、砥川の地質が悪すぎるからである。ところで、東俣川のダム予定地の集水域は 18.6 平方 km、砥川の東俣川合流点以前のそれは 32.0 平方 km、つまりダム地点の集水域の 1.7 倍である。ダム計画の高水配分表によれば、日量 170mm の降水でダム地点のピーク流量は毎秒 100 トン、東俣川合流点直前の砥川は毎秒 150 トンとされている。単純に考えても、砥川の出水量は少なすぎ、少なくとも毎秒 170 トンになるのではあるまいか。

しかも、東俣川上流は森林と湿原であり、砥川の上流は温泉風化地域と処々に広がる禿地である。そのことを考えれば、東俣川のピーク流量は以上に多く、砥川のそれは極めて少なく見積もられていることがわかる。何故であろうか。何が何でもダムを造らんがために他ならない。

100 年確率の雨がきた

砥川、東俣川の出水について、驚くべきデータがもたらされた。

平成 11 年（1999 年）6 月 29 日から 30 日にかけてダム

地点で184mmの降水があった。まさにダム計画の、日量170mmを越す100年確率の雨である。ところが、その時の基準点でのピーク流量は何と毎秒20.65トンにすぎなかった。あわてた県は、これについては観測が不正確であったのであって、実際には160トンであったとし、また100年確率の降水についても、今日は日量170mmの降水を採用しておらず、24時間で247mmの降水を基準にしていると弁明したのであった。

ところが、悪いことはできないものである。その年の9月21日から23日にかけて、ダム地点で244mmの降水があったのである。そして、その時の基準点のピーク流量は毎秒140トンであった。

これらの実績値は、何を物語っているのでしょうか。つまり、ダム計画のピーク流量配分表の数値は、ダムをつくらんがための妄想の産物であり、万全を期した治水計画としても諏訪湖治水計画の規模で十分と言うことである。すなわち、ダムは不要であり、必要に応じて浚渫で立派に対応できるということだ。腹が立つのは、数千万の公金でこんなダム計画書を作り上げたコンサルタントや役人共である。仕置き人にも頼みたいところだ。

運動と知事の決断

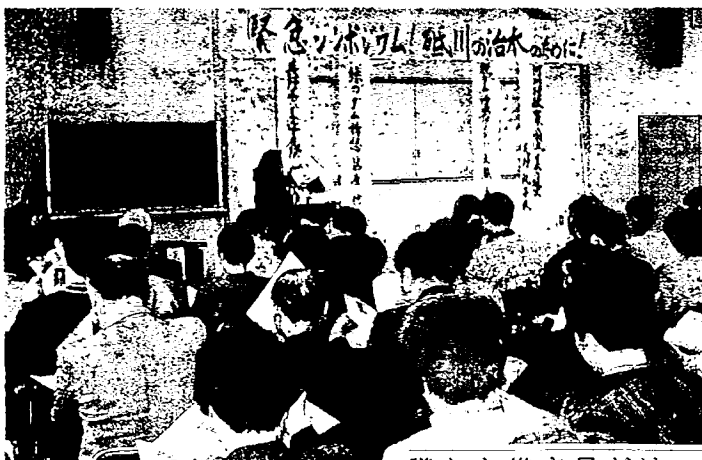
このでたらめなダム計画に対しては、地元住民は「下諏訪ダム反対連絡協議会」を結成し、河川調査、署名運動、代替案作成を提出、公金支出差し止め訴訟等様々な運動を展開してきた。わけでも、粘り強い個別ビラ配布と辻説法は、住民の7割近くをダム反対の側にひきつけてきた。これに対し、市・町の

議会や県議会は、県庁出身者が当然のように知事をつとめ続けるというこの県の「県庁一家」体質の上にあぐらをかき、ダム推進をかたくなに守り、住民の意思を無視し続けてきた。

ところが、昨年(2000年)10月、公共事業見直しと県民の目線に立った県民益の追求を掲げて作家田中康夫氏が知事選に突如立候補したのである。これまでの県の閉塞状況にうんざりし、冬季五輪の後の巨額な赤字を抱える県の現状に不信を持つ県民や住民運動団体は市町村議会、県議会、県職員、経済団体、保守政党後援会の結束による県庁一家体制を勝手連で突き崩し、無党派知事を誕生させたのであった。

その田中知事が「脱ダム宣言」を出したのは、本年2月である。これはダム推進派には正に激震であったが、下諏訪ダムの推進はにとってはとりわけそうであった。というのは、下諏訪ダムについては、中止という決断が下されていたからである。ダム推進派は、直ちに「知事の暴挙だ」「独裁だ」「民主主義の破壊だ」「議会無視だ」とヒステリックな攻撃を開始したのであったが、世論がこれに同調しないために次第にトーンダウンせざるを得なくなった。そこで、推進派は、流域毎にダムを含む治水対策の検討委員会を設けて審議をするという案を知事に飲ませることでひとまず鋒を納めざるを得なかった。

これに対し、県内外の住民運動団体36団体は5月12日「脱ダムネットワーク」を長野で結成した。ネットワークは、田中知事の「脱ダム宣言」を全国に発信する事と、宣言支持の100万人署名の運動を展開する事を決めている。ダムを巡る攻防戦は、またひとつ新しい舞台をもったといえるかも知れない。



下諏訪ダム問題をテーマに開いたシンポジウム＝下諏訪町

この日の協議で原告側は井論の再開を求めたが、県側は同ダム建設の是非が検討委員会に諮問される予定のため、その推移を見守りたいなどとした。次回の八月三日も今後の進行について協議する予定。

2001.5.12 信野毎日

5/12

砥川増水計算根拠示す

下諏訪ダム 県側準備書面で

県側は、ピーク時の水量を算出するために参考にした一九八八(昭和六十三)年秋の大雨について、雨の影響が川の流量にあらわれた洪水期間には、旧建設省のマニュアルに従って観測した結果、二十三日間になったとした。原告側は「増水して危険なのは数日間、二十三日間は長すぎる」と反論した。

この日の協議で原告側は井論の再開を求めたが、県側は同ダム建設の是非が検討委員会に諮問される予定のため、その推移を見守りたいなどとした。次回の八月三日も今後の進行について協議する予定。

県側は、ピーク時の水量を算出するために参考にした一九八八(昭和六十三)年秋の大雨について、雨の影響が川の流量にあらわれた洪水期間には、旧建設省のマニュアルに従って観測した結果、二十三日間になったとした。原告側は「増水して危険なのは数日間、二十三日間は長すぎる」と反論した。

長野日報

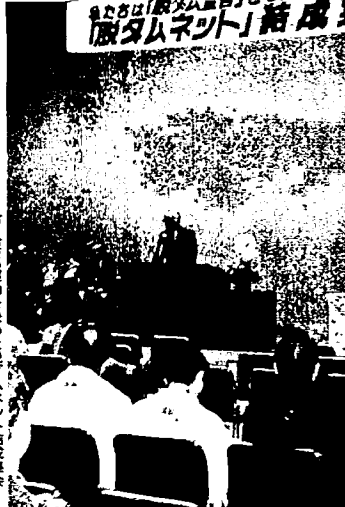
発行所 〒382-8611 長野市高島3
長野日報社
電話(代表) 0266(52)2000
©長野日報社 2001

脱ダムネットを結成

100万人署名運動推進

田中実知事が三月十日に発表した「脱ダム」署名運動は、全国に広めようという「脱ダムネットワーク」の結成集会が十日、長野市県民文化会館で開かれた。三月末に発足した準備会の呼び掛けに、加盟した団体の代表や個人会員ら百七十人余りが参加。出発の旗を掲げ、脱ダムの理念を語り、署名の「理念を語り、署名をすすめる」とする「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

発足した脱ダムネットは、田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。



100万人署名運動を決めた脱ダムネットワーク結成集会

2001.5.13 長野日報

(1) 第32502号 (昭和21年2月19日第三種郵便物認可)

川を流す

「脱ダム」の行方

長野日報社が月中旬に、長野市で開かれた「脱ダム」の行方について、田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

未来への想像力を



下諏訪から大平川へ、県南を縦断する大平川。田中実知事(右)は、県南を縦断する大平川。田中実知事(右)は、県南を縦断する大平川。

この企画について、ご意見をお寄せください。
〒392-8611 諏訪市高島3
長野日報社報道部
Eメール:hodo@nagano-np.co.jp

2001.5.13
信野毎日

濃海日新新聞

「脱ダムネット」結成

知事 100万人署名集めへ

県内外でダム反対や環境保護運動に取り組む三十八団体が十二日、田中実知事の「脱ダム」宣言を支援する組織「脱ダム」を結成し、100万人署名運動を推進することを決めた。

「日本の河川行政の中心は、ダム建設にあり、水と生態系を破壊し、環境を破壊し、人権を侵害する」として、ダム建設を止め、自然環境を守り、人権を守ることを決めた。

「脱ダム」は、田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

「脱ダム」は、田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

「脱ダム」は、田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

「脱ダム」は、田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

「脱ダム」は、田中実知事は、水害を、環境を守り、県内の自然環境を、食の三つ柱が加わり、人権を守る新たな脱ダムの反対運動をはじめ、金、いさぎ立つ代表世話人、紀、などを通じて、「脱ダム」を推進し、署名運動の推進を促すことを決めた。

賛同署名集めなどの方針を決めた「脱ダムネットワーク」の結成集会

世代交代 高齢化進み

ハツ場ダム補償合意

長野県に計画されている「ハツ場ダム」の建設に伴い水没する地区の住民が8日、補償基

「移転希望」増える

総工費2110億円で着工へ



午後7時、ダムに沈むハツ場ダム水没関係5地区（萩原昭朗委員長）の委員と、JR川原湯温泉駅員が、JR川原湯温泉駅

連合補償交渉委員会が開かれ、5地区の委員と県の担当者らを前に萩原昭朗委員長（中央）があいさつした。ハツ場ダム水没関係5地区の住民が8日、補償基

準について国土交通省と合意した。計画からは半世紀がたつて世代交代や高齢化が進み、早く生活を立て直したいという住民。利根川水系の治水と利水の上からダム建設は重要な事業という国土交通省。公共事業の見直しが進む中で、一つの温泉街を沈めて造る総事業費2110億円のダムが着工される。

■補償基準に含まれる主な項目■

- 土地（宅地、畑、山林など9種類）
- 建物（住宅、温泉旅館・民宿、店舗など）
- 工作物（門、さくなど）
- 立木（庭木など）
- 営業権（温泉旅館・民宿、店舗など）
- 移転費用（家具などの一般動産、ピアノなどの特殊動産）

前にある事務所への隣に集まり、会合を開いた。5地区（川原湯、川原湯、長野原、横巻、林）の各委員長が、前日までに各地区で補償基準に合意したことを報告。これを合意として交渉として合意することが決まった。事務所には同省ハツ場ダム工務事務所（野田徹所長）の職員も訪れた。住民と同省の間で補

償基準が妥協する（と）なる。補償基準は昨年12月、建設省（当時）が交渉委員に案を提示した。交渉委員が補償額の引き上げを要望したのを受けて、国土交通省は4月、土地の価格を引き上げる回答をした。住民と同省の間で補

総貯水量は利根川水系3番目

利根川流域の1都4県の水確保や洪水調節を目的とした重力式コンクリートダムで、52年に計画が明らかになった。00年度までの事業費は1128億円、総貯水量は利根川水系で3番目に多い1億7500万立方メートル。完成すると、川原湯温泉の旅館など340世帯が、湖底に沈むことになる。

ハツ場ダム

た。回答内容について、5地区の住民が話し合

い、合意した。交渉委員と同省は近く、補償基準の調印式をする。住民が団体で同省と補償交渉を進めるため、99年に設立した交渉委員は、役割を終えることになる。妥協を受けて、住民は夏にも同省と個別に調印し、住宅や旅館などを明け渡す。同省が今後、ダム湖を見下ろす高台に造成する代替地には2、3

新温泉の源泉

神社の近くに現在の温泉街が水没した後造成される「新川原湯温泉」の源泉は、現在の温泉街外れの川原湯

現在、大型ダム必要ない

五十嵐敬喜 法政大学教授

公共事業の問題点などを研究している五十嵐敬喜・法政大学教授（公共事業論）に今回の「合意」について聞いた。

ハツ場ダムでは「柔らかい殺人」のようなものが行われてきた。住民が

現在、ハツ場ダムを建設するほど農業用水や都市用水の需要は増えていない。あえて大きなダムを造る必要はない。数十年の間には社会情勢も変化する。昨年の公共事業見直しや田中康夫・長野県知事の改革など、圧倒的に中止の方向に向いている。巨額の費用をかける理由を国民に

計画から半世紀たつて住民が補償基準に合意した理由について、「ハツ場ダムの関心」（岩波書店刊）の著者萩原昭朗氏（故人）の長男で、川原湯温泉の旅館・温泉街を運営する萩原礼人氏は「かつて反対運動をした世代の子や孫は、早く移り住んで旅館や家を建て替えた」と思っている」と説明した。

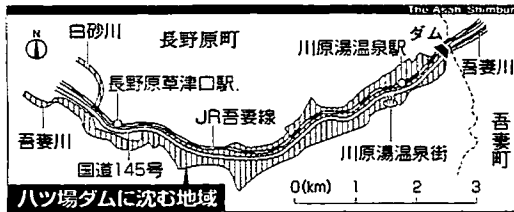
ハツ場ダムを所管する国土交通省治水課は「地元の理解が得られたのは有り難い。治水と利水の両方から、このダム建設は重要な事業である」としている。

神社の入り口付近にある。県が85年度に調査を始め、約1億8000万円をかけて89年8月に湧脈を掘り当てた。79度の湯が毎分250リットル出る。

説明すべきだ。

環境へのダメージなど、ダムで失うものは非常に大きい。それでもなお、計画を推進するのであれば、国土交通省の官僚は、個人として、専門家として、自分の家族に説明できるか考えてほしい。（談）

国の対応に不信感も



ハツ場ダムの建設で水没する5地区の中でもっとも世帯数が多い川原湯地区(約200世帯)。温泉街で旅館や商店を経営する住民は、19952年に計画が明らかになったことで世代も代わり、かつてのような激しい建

設反対運動はない。だが、国が用意する代替地や、補償交渉での国側の対応に依然不信感を覚えている住民も少なくない。移転を見据えた新しい街づくりを模索する若手の動きも始まっている。

川原湯温泉中心部で温泉旅館を経営する樋田耕弥さん(44)は2年前に父親を継いだ。創業から8代目になる。早期の妥結を期待してきたが、不安も残る。「代替地の場所や地形もはつきりしないまま

「代替地の整備早く」

若手新しい街づくり模索

は、建て替えのビジョンを描けない。補償交渉では「努力します」「検討します」という言葉を何度も聞いたが、実行されたという実感が乏しい。「以前は人間対人間としてつきあった言葉との間に、今は溝を感じる」。不安を募らせる出来事もあった。温泉街を見守ってきた川原湯神社が今年4月、全焼した。「200年の間先祖が守り続けてきた」ところを失

った。樋田さんにはショックが残る。しかし、「神様が災難を代わりに背負ってくれた」。若手を中心に新しい試みも起きつつある。川原湯地区の45歳以下の住民がつくる「青年フオーラム」は今年中旬、移転先について話し合う。樋田さんも参加し、補償交渉だけでなく街づくりを考え始める。

◇ ◇ 食堂を経営する水出耕一さん(47)は15年前、店舗を長野原町中心部から自宅のある川原湯に移った。「ここでも川原湯の名を誇れるよう街づくりに努力してみよう」。建設反対を訴えながら、99年に

亡くなった住民運動のリーダーの故郷原好夫さんの言葉を水出さんは思い出す。同世代の若手とともに、新しい温泉街づくりを考える。

世代間の意識の差はまだ大きい。高齢の住民は、国が用意する代替地で新しい生活を始めたいという意識が強い。息子が旅館を継いだという男性は「早く代替地を造成して、将来の不安を取り除いてほしい」と訴える。



ダムに沈む温泉街は、連休が明けて静けさが戻った—長野原町川原湯で

ハツ場ダムの計画策定から補償交渉合意まで

- 1952年 建設省(当時)が利水や治水を目的に建設を計画、住民が反対運動を開始。
- 67年 11月 建設省がハツ場ダム調査出張所を開設。実施計画調査を始める。
- 80年 県が長野原町と建設省を仲介し、住民の生活再建案を町に提示。
- 85年 11月 長野原町が県の生活再建案に同意。事実上のダム建設受け入れ。
- 92年 7月 建設省が水没する5地区の代表と協定を結び、同年9月に用地の補償に向けて調査を開始。
- 99年 6月 5地区の各補償交渉委員会の代表が、「ハツ場ダム水没関係5地区連合補償交渉委員会」(連合交渉委)を設立。
- 2000年 10月 連合交渉委と建設省が土地の格付け基準で合意。
- 12月 建設省が連合交渉委に、補償基準案を提示。
- 01年 5月 連合交渉委が補償基準について国土交通省と合意。

ニュースぷりずむ

2001.5.9 朝日

補↓

長野県大仏ダム中止と脱ダム宣言

松本市入山辺地籍に信濃川水系薄川（すすきがわ・一級河川）に大仏ダム（堤高 80m、堤長 400 m、総貯水量 680 万トン・総事業費 400 億円）建設計画は昨年 11 月に長野県が旧建設省河川局あてに建設中止の書面を提出することによって「事業中止」となった。

これを受けて私たち 10 名の建設差止め訴訟団（訴訟代理人・山根二郎弁護士）は 12 月初旬に訴訟取下げの書面を松本地裁に提出した。

昭和 44 年調査開始以来「建設賛否両論」が渦巻く中、私たちは平成 9 年 4 月に「建設差止め」を提訴したのであるが、この数十年間大仏ダム建設計画はさまざまな遍歴を重ねてきたのであるが、ここ数年はこれらの歴史を圧縮した時期でもあった。

平成 9 年、国による「建設足踏み指定ダム」に、平成 12 年初旬には松本市の環境利水計画（松本城の堀の水浄化）からの撤退、8 月には与党三党の「建設中止勧告」に指定された。

にもかかわらず田中知事誕生までは長野県は建設一辺倒できた。平成 11 年松本地裁は長野県に対して「証拠資料の全面開示」の命令を下したが、これを不服とした県は東京高裁に「即時抗告」をしたのである。

また多目的ダムから治水のみのダム計画に変更し、松本市の利水計画撤退に対して、県土木部幹部は「治水一本にしぼった単一目的のダムの方が建設しやすい」…「松本市の建設撤退は運動がスリムになって陳情しやすい」と言ったのである。

建設のために何としても多目的が必要と強引に「松本城の堀の水浄化のための環境利水」という奇想天外な計画を市に押し付け、その導水費用に負担金 12 億円と建設費数十億円がかかることが市民に少しずつ明らかにされ批判されると、いとも簡単に多目的を治水専用に変更したのである。これを市民もマスコミも「無目的ダム」と合唱したのである。大仏ダムをもじって「お釈迦ダム」とも言われる始末であった。

しかし、それでも県はあきらめることなく建設促進に邁進したのである。河川沿川住民を煽り、過去の災害記録（40 年以上前の終戦当時の燃料不足による無計画伐採が主原因災害とされている）を写真におさめたチラシ配布や建設促進署名運動や募金活動を行政一体となって進めたのである。

そればかりではない。私たちは県が水害が起こるとした薄川と田川の合流点での「河床の浚渫工事の毎年実施の提唱」には一切応えず放置し、「水害危険地帯」と宣伝してきたのである。…余談ではあるが、知事選で田中氏と対決した前副知事は 3 回も沿川住民の地域を遊説し「危険だからダム建設を」と訴えた。

当選した田中知事は県土木部に「危険ならなぜ浚渫工事をしないのか！」の一言で、「予算 800 万円で毎年実施」が決まったのである。

田中知事は本年 2 月 20 日に「脱ダム宣言」を発表した。緑のダム構想である。先般、長野県林業センターで一般市民を対象とした森林講座が開校した。一見森林とは縁のない若い男女が大勢参加し、教室は活況を呈していた。講師の先生には笑みが一杯で講義にも一段と力がいっていた気がした。

いよいよ彼等の地道な研究が表に出る時代が来たのだ。

大仏ダム建設差止め訴訟団

団長 田口哲男

皆さまへの緊急なお願い

土地収用法改正（改悪）が今国会に上程されていることと、水源連の取り組みについては「水源連だより特集号発行にあたって」で記したとおりです。

政府はこの法案を重要法案としており、会期が残り少ないにもかかわらず、今国会でこの法案を成立させようとしています。

「土地収用法から公共事業を見直すネットワーク」では、この法案を成立させない為に、国会議員に対して以下の内容の文書を提出することにしました。水源連事務局としても皆さまにもご協力いただきたいと思っています。

皆さまが所属されている団体が、この要請文に名前を出すことを検討頂くよう、皆さまにお願いいたします。賛同いただける場合は、団体名、住所、代表者名を下記宛てにFAXでお知らせください。よろしくお願いいたします。

宛先：橋本良仁 FAX（電話も同じ）0426-63-7751

以下、要請文

国の土地収用法改正案は廃案にし、公共事業のあり方を抜本的に見直すことを要請します

政府は今国会で、土地収用法を改正し、収用手続きを簡略化しようとしています。その目的は、手続きの簡略化によって収用の経費削減と手続き時間の短縮を計るとともに日の出ゴミ処分場、圏央道、川辺川ダム、静岡空港等を始めとする全国各地の公共事業に対する事業の中止や見直しを求める住民・市民運動、とくにトラスト運動を無力化させることにあります。

今回の改正の問題点は①現行法で最も批判の集中している事業認定権者を、公共事業最大の事業者でもある国土交通大臣や都道府県知事とする現行の規定は変えない。これは自分が申請し、自分が認定する自作自演であり、不公正といわざるを得ません。②収用委員会の公開審理では事業認定に対する異議の意見は述べてはならないし、また意見書も認めない。これは収用委員会の持つ裁決にあたっての事業認定審査権を否定する暴挙です。③トラスト等共有地権者多数の場合は公開審理での意見陳述は代表3名以内とする。④事業認定手続きは説明等若干追加する。

この改正案は国民の財産を強制権力によって取り上げるという重大な行為であるとの認識を欠いたもので、時代に逆行する民意を軽視した不公正なものといわざるを得ません。

本来、収用にまで問題がこじれるのは公共事業の計画段階から事業化に至る間に、関係住民・市民との協議、合意形成が殆ど行われていないためであり、トラスト地権者等は収用委員会の事業認定審査に期待せざるを得ないのが現状です。

今、必要なのは公共事業のあり方（計画から事業化、事後にいたる手続きや関係住民・市民との合意形成の方法等）を透明かつ公正なものにすることです。今回の改正はお手盛り事業認定の継続を始め行政の一方的なご都合主義で不公正です。

政府が法改正を断念するか、あるいは審議未了となるよう議員各位のご尽力を心から要請します。

2001年 月 日

団 体 名

住 所

代 表 者 名